

令和4年9月 決算特別委員会会議録

令和4年9月8日 開会

令和4年9月9日 閉会

三戸町議会

目 次

1 日目 令和4年9月8日（木）

日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席委員	2
欠席委員	2
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	2
職務のために出席した事務局職員	3
開会・開議	4
議案第56号から議案第63号まで一括上程（日程1）	4
議案第56号 審査（日程2）	6

2 日目 令和4年9月9日（金）

日程	51
本日の会議に付した事件	51
出席委員	51
欠席委員	51
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	52
職務のために出席した事務局職員	52
開 議	53
議案第56号 審査（日程1）	53
議案第57号 審査（日程2）	58
議案第58号 審査（日程3）	59
議案第59号 審査（日程4）	61
議案第60号 審査（日程5）	65
議案第61号 審査（日程6）	66
議案第62号 審査（日程7）	71
議案第63号 審査（日程8）	74
閉 会	80

署 名	80
-----	----

1日目 令和4年9月8日(木)

○日程

1. 議案第56号から議案第63号まで一括上程
 2. 議案第50号 令和3年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について
(歳入は1款町税から8款地方特例交付金まで、9款地方交付税から20款町債まで一括、歳出は1款議会費から9款消防費まで款ごとに審査)
-

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○出席委員(14人)

1番	柳 隼 圭 太 君
2番	小笠原 君 男 君
3番	和 田 誠 君
4番	越 後 貞 男 君
5番	乗 上 健 夫 君
6番	山 田 将 之 君
7番	栗谷川 柳 子 君
8番	藤 原 文 雄 君
9番	番 屋 博 光 君
10番	千 葉 有 子 君
11番	久 慈 聡 君
12番	澤 田 道 憲 君
13番	佐々木 和 志 君
14番	竹 原 義 人 君

○欠席議員(0人)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	参事(税務課長事務取扱)	遠山潤造君
	参事(住民福祉課長事務取扱)	馬場均君
	参事(総務課長事務取扱)	武士沢忠正君
	参事(三戸中央病院事務長事務取扱)	沼澤修二君
	健康推進課長	太田明雄君
	会計管理者(会計課長)	井畑淳一君
	農林課長	極檀浩君
	建設課長	齋藤優君
	まちづくり推進課長	中村正君
	総務課財政指導監	下村太平君

三戸中央病院経営改善推進監 松 澤 俊 彰 君
総務課防災危機管理室長 多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長 北 村 哲 也 君

○農業委員会事務局

説 明 員 会 長 梅 田 晃 君
委任説明員 事 務 局 長 極 檀 浩 君

○教育委員会事務局

説 明 員 教 育 長 慶 長 隆 光 君
委任説明員 事 務 局 長 櫻 井 学 君
史跡対策室長 奥 山 昇 吾 君

○代表監査委員

馬 場 行 雄 君

他、各所属の班長級職員等

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱） 貝 守 世 光 君
主 幹 櫻 井 優 子 君

(午前10時00分)

○委員長(番屋 博光君)

ただいまから決算特別委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

次に、説明員の出席は本会議と同じであります。特に本委員会には課長級から班長級までの職員の出席を認めておりますので、ご了承願います。

委員長からお願いを申し上げます。質疑を行う際には、決算書のページを述べてから、関係する項目の質疑を行うようお願いいたします。議題外及び範囲を超える質疑は行わないようお願いいたします。あわせて、質疑及び答弁は簡潔明瞭に発言いただき、効率的な議事運営にご協力をお願いいたします。

また、重複する質問は避け、質問者の要望や自己の意見で終わることのないようお願い申し上げます。

次に、本委員会に付託されました議案第56号から議案第63号までの決算認定議案8件を一括上程します。

上程しました決算認定について、会計管理者から決算の概要について説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者(井畑 淳一君)

それでは、令和3年度三戸町歳入歳出決算について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、一般会計でございます。決算書11ページをお願いいたします。令和3年度の一般会計は、歳入総額74億3,333万7,000円、歳出総額71億3,173万3,000円で決算され、歳入歳出差引額は3億160万4,000円となっております。

実質収支に関する調書4、翌年度へ繰り越すべき財源のうち、(2)、繰越明許費繰越額4,004万6,000円を差し引きますと、実質収支額は2億6,155万8,000円となります。実質収支額から地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金へ1億3,100万円を積立てし、1億3,055万8,000円を令和4年度へ繰越ししております。

一般会計歳入歳出決算につきましては、決算書1ページから10ページまで、款及び項により記載をされております。また、一般会計歳入歳出決算事項別明細につきましては、12ページ以降に款項目により記載されております。詳細につきましては、この後各担当課長から説明がございました。

それでは、歳入につきまして、決算書1ページから6ページによりご説明をさせていただきます。まず、地方公共団体が自主的に収入できる財源であります自主財源は、1ページの1款町税、3ページの12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料、16款財産収入から5ページの20款諸収入まででございますが、その収入済額の合計は15億1,421万1,000円で、歳入全体に占める割合は20.4%となっております。これに対し、国、県から交付される財源であります依存財源は、1ページの2款地方譲与税から3ページの11款交通安全対策特別交付金、14款国庫支出金、15款県支出金、5ページの21款町債でございますが、これらの合計額は59億1,112万6,000円で、歳入全体に占める割合は79.6%となっております。

歳入の割合順では、10款地方交付税が34億2,298万7,000円で、歳入全体の46.0%、

また14款国庫支出金が10億7,214万8,000円で14.4%、1款町税が8億8,091万4,000円で11.8%を占めております。次に、21款町債が6億70万円で8.1%、15款県支出金が4億7,273万6,000円で6.4%となっております。

歳入全体を前年度と比較いたしますと、6億361万1,000円の減、割合では7.5%の減となっております。

次に、歳入の増減額につきましてご説明をさせていただきます。歳入の増額が大きかったものは、まず10款地方交付税が3億1,015万1,000円の増で、増額の内訳といたしましては、普通交付税が2億9,119万3,000円、特別交付税が1,895万8,000円となっております。次に、19款繰越金が7,558万7,000円の増となっております。一方、減額が大きかったものは、まず14款国庫支出金が7億3,929万6,000円の減となっております。次に、17款寄附金が1億3,812万8,000円の減となっております。次に、18款繰入金金が8,417万3,000円の減となっております。

引き続き、歳出につきまして、決算書7ページから10ページによりご説明をさせていただきます。歳出の割合順では、3款民生費が18億6,128万4,000円で歳出全体の26.1%、また2款総務費が15億7,727万6,000円で22.1%、4款衛生費が11億5,502万円で16.2%を占めております。

歳出全体を前年度と比較いたしますと、6億2,265万7,000円の減、割合では8.0%の減となっております。

次に、歳出の増減額につきましてご説明をさせていただきます。歳出の増額が大きかったものは、まず3款民生費が2億5,925万5,000円の増となっております。次に、8款土木費が8,271万円の増となっております。一方、減額が大きかったものは、まず2款総務費が5億9,221万7,000円の減となっております。次に、4款衛生費が2億2,046万6,000円の減となっております。次に、10款教育費が1億1,329万円の減となっております。

以上が一般会計決算の概要でございます。

次に、特別会計についてでございますが、町立学校給食共同調理場特別会計、町営簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、国民健康保険事業勘定特別会計、これら6つの特別会計の歳入総額は35億9,023万6,000円、歳出総額は34億6,697万6,000円となっており、実質収支額は1億2,326万円の黒字となっております。また、これら6つの特別会計は、各会計いずれも黒字決算となっております。

次に、特別会計における基金への積立てでございますが、介護保険特別会計では実質収支額のうち1,508万7,000円を介護保険給付費準備基金に積立てし、国民健康保険事業勘定特別会計では実質収支額のうち1,336万8,000円を国保財政調整基金に積立てしております。

最後に、国民健康保険直診勘定三戸中央病院特別会計についてでございますが、収益的収入及び支出につきましては、収入決算額18億3,226万3,000円、支出決算額は17億4,764万7,000円で決算され、収支差引額8,461万6,000円となりました。

次に、資本的収入及び支出ですが、収入は2億4,051万1,000円でございますが、内訳といたしましては一般会計繰入金が主なものとなっております。一方、支出は3億2,016万8,000円となっておりまして、内訳といたしましては建設改良費9,076万円、企業債償還金2億2,900万9,000円、貸付金40万円となっております。

事業の詳細につきましては、決算書の248ページ以降に令和3年度事業報告書として記載されておりますことから、説明を省略させていただきます。

以上で一般会計及び特別会計の決算概要について説明を終わります。何とぞ適切か

つ十分なご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（番屋 博光君）

次に、代表監査委員から審査意見の概要について説明を求めます。
馬場代表監査委員。

○代表監査委員（馬場 行雄君）

監査委員を代表いたしまして、私から令和3年度三戸町一般会計及び各特別会計決算につきまして審査の概要を申し上げます。

決算審査に当たりましては、提出された歳入歳出決算書及び事項別明細書、財産に関する調書のほか、定期監査や例月出納検査の結果なども参考にして実施いたしました。

その結果、各決算は関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、また予算の執行状況につきましても適正に行われているものと認められました。

なお、審査意見の詳細につきましては、お手元に配付してあります歳入歳出決算及び財政健全化審査意見書に記述してございますので、省略させていただきます。

以上をもちまして決算審査の概要説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。令和4年9月8日、三戸町代表監査委員、馬場行雄。

○委員長（番屋 博光君）

それでは、議案第56号から順次審査を行います。

議案第56号 令和3年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について議題とします。
歳入、1款町税から9款地方特例交付金までの説明を求めます。
税務課長。

○税務課長（遠山 潤造君）

令和3年度一般会計歳入の1款町税から9款地方特例交付金までについて補足説明申し上げます。

決算書の12ページ、13ページをお願いいたします。初めに、1款町税は、1項の市町村民税から4項の市町村たばこ税までの総額であり、一般会計歳入全体の11.8%を占める町の主要財源の一つとなっております。令和3年度の調定額は9億1,724万1,000円で、前年度より1,792万円、率にして1.9%の減となり、収入済額についても8億8,091万4,000円で、前年度より1,107万5,000円、1.2%の減となっております。一方、町税全体の収納率については、前年度の95.4%に対し96%と0.6ポイント上昇しております。

これを現年課税分と滞納繰越分とに分けた場合、現年課税分の調定額合計は8億8,244万4,000円で、前年度より1,200万8,000円、1.3%の減であり、収入済額の合計は8億7,201万3,000円で、前年度に比べ779万2,000円、0.9%の減収となっております。一方、収納率は前年度の98.4%から0.4ポイント上昇し、98.8%となっております。

次に、滞納繰越分の調定額合計は3,479万8,000円で、前年度より591万1,000円、14.5%の減であり、収入済額の合計も890万1,000円で、前年度に比べ328万3,000円、率にして26.9%減少いたしました。収納率も、前年度の29.9%から25.6%へ4.3ポイント減少しております。

次に、町税に関する不納欠損額398万6,000円は、地方税法に規定する時効などによ

り債権が消滅した101名分の不納欠損処分の合計額であります。また、調定額から収入済額、不納欠損額を差し引いた3,234万1,000円が収入未済額となりますが、前年度より514万6,000円減少しております。

次に、個々の税目の現年課税分についてご説明いたします。1項1目個人市町村民税の調定額2億9,247万9,000円は、前年度より159人少ない4,341人に対して賦課したものでございます。金額で424万6,000円、率にして1.5%の増となっております。収入済額は2億8,921万9,000円で、681万7,000円の増額となりました。収納率は98.9%でございました。

1項2目法人市町村民税の調定額は、税率改正の影響を受け、前年度より418万9,000円少ない4,589万2,000円で、8.4%の減となりました。収入済額は4,551万2,000円で、418万7,000円、同じく8.4%減少いたしました。収納率は99.2%でございました。

2項固定資産税の調定額は、1目と2目の現年課税分を合計すると4億1,456万円で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者に対する軽減措置及び風力発電設備等の減価償却に伴う課税標準額の減少などから、前年度より1,949万3,000円、率にして4.5%の減となっております。また、収入済額の合計は4億845万5,000円で、1,809万9,000円、率にして4.2%の減となっております。収納率は98.5%でございました。

3項軽自動車税の調定額は、1目と2目の現年課税分を合計すると4,199万7,000円で、車両更新に伴う更新後の税率適用などにより、前年度より59万7,000円、率にして1.4%の増となっております。また、収入済額の合計は4,131万円で、84万7,000円、率にして2.1%の増となっております。収納率は98.4%でございました。

4項市町村たばこ税について、令和3年度の売渡し本数は、加熱式たばこに関わります本数換算の見直しなどから、前年度より13万7,000本多い1,387万1,000本となりました。さらに、令和3年10月から税率が引き上げられたため、調定額、収入済額は前年度より8.5%、金額で683万円増額の8,751万4,000円となっております。

町税の収納対策につきましては、納税者の利便性向上のため、コンビニ収納のほか、毎月月末の夜間相談窓口も引き続き設置しております。滞納者に対しましては、訪問や電話催告等の納付勧奨を行うなど、年間を通じて滞納対策に取り組んでおります。また、納付に応じない滞納者につきましては、青森県市町村税滞納整理機構や三八地域県民局県税部へ徴収権を移管し、債権差押え等の滞納処分を進めております。令和3年度の新たな移管は、県税部に8人、滞納整理機構に14人で、収納金額は県税部が5万円、滞納整理機構が662万1,000円となっております。

14ページ、15ページをお願いいたします。2款地方譲与税は8,963万7,000円と、前年度より31万3,000円の減収となっております。

1項1目地方揮発油譲与税は、ガソリン1キロリットルにつき税率5,200円が課税されており、そのうちの58%が都道府県、42%が市町村に譲与されるものでございます。調定額、収入済額ともに前年度より54万1,000円多い1,945万7,000円となっております。

2項1目自動車重量譲与税は、国税である自動車重量税の40.7%が市町村に譲与されるものでございます。前年度より59万8,000円多い5,563万2,000円が譲与されております。

これら2つの譲与税は、市町村道の延長と面積に応じて案分された額が各市町村に譲与されております。

3項1目森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成と災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保することを目的に、令和元年度に創設され

ております。令和3年度は、譲与基準となります統計調査の数値が更新されたことに伴いまして、前年度より145万2,000円少ない1,454万8,000円が譲与されております。

次に、3款1項1目利子割交付金は、前年度より13万8,000円少ない46万9,000円となっております。利子割交付金は、預貯金等の利子に課税された都道府県明税の一部が市町村に交付されるものでございます。

4款1項1目配当割交付金は、前年度より86万7,000円多い214万4,000円でございます。配当割交付金は、株の配当金などに課税された都道府県民税の一部が市町村に交付されるものでございます。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は、前年度より50万8,000円多い200万3,000円でございます。株式等譲渡所得割交付金は、株を売って得た所得に課税された都道府県民税のうち、その一部が市町村に交付されるものでございます。

なお、これら3つの交付金は、県の税率がいずれも5%で、市町村に交付される割合は県の税収全体の59.4%となっており、これを個人県民税の額に応じて案分した額が各市町村に交付されております。

16ページ、17ページをお願いいたします。6款1項1目法人事業税交付金は、法人市町村民税法人税割の税率改正に伴う減収分の補填措置として、県税である法人事業税の一部が各市町村の法人税割額及び従業者数に応じて県から交付されたものでございます。令和3年度は、法人事業税からの交付率が令和2年度を上回ったことなどから、前年度より561万円多い1,056万1,000円が交付されております。

7款1項1目地方消費税交付金は、都道府県に国から払い込まれた地方消費税の2分の1が人口などで案分されて各市町村に交付されるものでございます。消費税率10%への引上げと消費回復などにより、前年度より1,532万3,000円多い2億2,576万1,000円が交付されております。内訳では、増税後の各税率を反映し、一般財源分が248万5,000円、社会保障財源化分が1,283万8,000円増額しております。

8款1項1目環境性能割交付金は、都道府県に納められた自動車税環境性能割の44.65%が市町村道の延長と面積に応じて交付されるものでございます。環境性能割は、自動車取得税に相当するものとして令和元年10月に創設され、臨時的に軽減税率が適用されておりましたが、この臨時的軽減が令和3年12月をもって終了したことなどから、交付額は前年度より40万9,000円増額の585万9,000円となっております。

9款1項1目地方特例交付金では、住宅ローン減税に伴う減収補填分306万7,000円のほか、環境性能割の臨時的軽減に伴う減収を補填するものとして、自動車税減収補填特例交付金159万7,000円、軽自動車税減収補填特例交付金81万8,000円が交付されております。

これら交付金の合計額は、臨時的軽減の終了などから、前年度より131万2,000円少ない548万2,000円となっております。

2項1目新型コロナウイルス感染症対策減収補填特別交付金は、令和3年度において感染症の影響を受けた中小事業者を対象に、固定資産税の軽減措置が実施されたことに伴い、その減収分が補填されたものでございます。交付金額は770万1,000円となっております。

以上、1款町税から9款地方特例交付金までの収入済額の合計は、前年度より1,758万円多い12億3,053万1,000円となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

藤原委員。

○藤原 文雄委員

12ページ、13ページ、1款2項1目固定資産税についてですが、不納欠損額が出てしまう主たる原因と、あと解消に向けてどのような努力がされたかについて、2点伺います。

○税務課長（遠山 潤造君）

不納欠損額につきましては、3つのパターンがございます。少額納付で滞納分が5年の時効を迎えた方、それから生活困窮で支払えずに滞納している部分が滞納処分の執行停止の状況で3年になった場合、生活困窮というのは生活保護のレベルまで生活困窮しているような場合、それから相続人がいないなどによりまして徴収できないことが明らかなような場合、こういった場合に不納欠損させていただいているところでございます。

それであと、どういった対策ということになるのでしょうか。今申し上げましたとおり、様々な滞納者の事情を反映しているものでございまして、納税義務者の状況、主に経済状況ということになりますけれども、あとは時間の経過というようなところもでございます。それに、法の規定に基づきまして不納欠損額が決定されていくわけでもございまして、滞納額とか、生活困窮となった時期、あるいは死亡した時期、あるいは実態調査等、結果が出るまでのタイミングなどによりまして、年度間で増減が発生するというような状況になるわけでもございます。それはある意味やむを得ないところもございまして。

したがって、不納欠損額の減少対策ということにつきましては、真に徴収不能である者について、適正な不納欠損処分を継続してきた結果、収入未済額、いわゆる滞納額が減少して、それに伴って時効の案件等も減少するわけでもございますので、全体として不納欠損額の全体額も減少してきたというような、今減少しているような状況でもございまして、いわゆる収入未済額が減少する、徴収率を上げていくということも一つの対策かなというふうな流れになっていこうかと思っております。

○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、歳入、10款地方交付税から21款町債までの説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

歳入、10款地方交付税から21款町債まで、主なものにつきまして補足説明申し上げます。

18ページ、19ページをお願いいたします。10款1項1目1節地方交付税であります。普通交付税、特別交付税合わせて34億2,298万7,000円となっており、前年から1割ほどの増となっております。

11款1項1目1節交通安全対策特別交付金93万8,000円ではありますが、交通反則金を原資とし、町が行う交通安全施設整備の財源として交付をされたものであります。

12款分担金及び負担金ではありますが、1項1目民生費負担金の主なものは、2節児童福祉費負担金にあります保育所入所児童保護者負担金368万9,000円で、延べ176人分の負担金となっております。病後児保育保護者負担金3万3,000円は、6か月児から12歳児までの病気回復期における利用者25名分の負担金となっております。

3目教育費負担金、1節教育総務費負担金にあります教育研究所指導主事給与費負担金916万4,000円は、三戸地方教育研究所に所属している指導主事1名分の負担金であります。

20ページ、21ページをお願いいたします。13款使用料及び手数料ではありますが、1項1目総務使用料、1節の総務管理使用料のコワーキングスペース利用料5万2,000円は、延べ703人分が利用したものであります。

1項4目3節住宅使用料の町営住宅使用料1,235万7,000円は、町営住宅11団地、入居分131戸に係る使用料であります。

5目1節社会教育使用料の歴史民俗資料館入館料43万円は、入館者2,273人分の料金であります。

2項1目2節戸籍住民台帳手数料における各種証明等交付件数の合計は1万4,160件であり、手数料収入の合計は462万7,000円となっております。

22ページ、23ページをお願いいたします。14款国庫支出金ではありますが、1項1目1節社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金1億5,444万6,000円は、町が行う障害福祉サービスに対し、国が2分の1を負担するものであります。

3節児童福祉費負担金にあります教育・保育施設型給付費負担金1億5,260万1,000円は、認定こども園などに対する給付について国が負担をするものであります。次の行にあります児童手当負担金6,720万3,000円は、支給額の一部を国が負担をするものであります。

2目衛生費国庫負担金、1節の新型コロナウイルスワクチン接種費用負担金2,882万6,000円は、令和3年度中に行ったワクチン接種に対する国庫負担金であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金1億3,218万4,000円は、三戸中央病院医療機器整備事業、道路台帳電子化などの21事業の財源としたものであり、前年度繰越明許分1億1,255万7,000円は、営農集団等経営継続事業、議場音響設備等改修事業などの7事業の財源としたものであります。

24ページ、25ページをお願いいたします。2目民生費国庫補助金、1節住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費補助金1億626万2,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響から住民税均等割が非課税世帯に対し10万円を給付したものに對するものであります。

2節の子ども・子育て支援事業費補助金2,477万円は、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、延長保育事業などに対する国庫補助金であります。次の子育て世帯生活支援特別給付金事業費交付金840万円と事務費交付金250万円は、新型コロナウイルス感染症に関して住民税非課税の子育て世帯の児童に対し、1人につき5万円を給付した経費と事務費に係る交付金であります。次の子育て世帯臨時特別支援事業費補助金1億763万円は、ゼロ歳から高校3年生までの子育て世帯を支援するため、児童1人につき10万円を支給したものであります。

3目衛生費国庫補助金の1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金3,734万9,000円は、ワクチン接種体制の整備に係る費用であります。

4目土木費国庫補助金、1節の道路更新防災等対策事業費補助金2,520万2,000円は、杉東橋補修工事など3件に対する交付金であります。次の前年度繰越明許分2,213万2,000円は、葛子平橋、中村橋橋梁補修設計委託料と大谷地橋橋梁補修工事に対する補助金であり、次の防災安全社会資本整備交付金1,140万円は、町道上目時1号線舗装補修工事に対するものであります。

26ページ、27ページをお願いいたします。15款県支出金、1項1目1節社会福祉費負担金であります。国民健康保険基盤安定負担金4,811万5,000円は、町の国民健康保険における財政を安定させるための県負担金であり、国民健康保険事業勘定特別会計へ繰り出しをしたものであります。2行下の障害者自立支援給付費負担金7,517万8,000円は、国庫支出金に合わせて県からの負担により障害福祉サービスに充てるものであります。

2節老人福祉費負担金にありませう後期高齢者医療保険基盤安定負担金3,163万8,000円は、保険料の軽減に伴う補填分を県が負担をするものであります。

3節児童福祉費負担金にありませう教育・保育施設型給付費負担金7,314万7,000円は、認定こども園等に対する経費を県が負担をするものであります。次の児童手当負担金1,526万7,000円は、児童手当支給額の一部を県が負担するものであります。

2項県補助金、1目1節元気な地域づくり支援事業費補助金430万1,000円は、三戸町プロモーション事業、次世代農作物発掘とブランド化事業、三町食べ歩きスタンプラリー事業、新相撲場設置事業などに充てて行ったものであります。次の新型コロナウイルス感染症総合対策事業費補助金100万円は、PCR検査キット購入費に充てたものであります。

2目民生費県補助金、1節灯油購入費助成事業費補助金100万円は、生活困窮世帯へ1世帯当たり6,000円の助成券を交付したものであります。

2目3節子ども・子育て支援事業費補助金1,917万8,000円は、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、延長保育事業などに対する補助金であります。

28ページ、29ページをお願いいたします。3目衛生費県補助金、2節電源立地地域対策交付金1,140万円は、ごみ収集委託予算へ充当をしております。

4目農林水産業費県補助金、1節、3行目の中山間地域直接支払事業費補助金8,347万円は傾斜地など耕作不利地域への集落協定団体に対する補助金で、経営所得安定対策推進事業費補助金412万7,000円は水稲作付農家の経営安定などの事業に対する補助金、農業人材力強化総合支援事業費補助金233万5,000円は新規就農者に対する補助金、多面的機能支払交付金675万7,000円は農業の多面的機能の維持、発揮を図る活動組織に対する交付金が主なものであります。前年度繰越明許分の農業水路等長寿命化防災減災事業交付金121万円は、ため池ハザードマップ作成に対するものであります。

7目災害復旧費県補助金、1節前年度繰越明許分の農地及び農業用施設災害復旧費補助金755万4,000円は、令和2年7月の大雨で被災した農地及び農業用施設災害復旧工事費に対するものであります。

3項県委託金、1目4節の衆議院議員選挙委託金1,016万5,000円は、令和3年10月31日に投開票が行われた選挙事務などに対するものであります。

30ページ、31ページをお願いいたします。3項県委託金、3目農林水産業費県委託金、1節農業費委託金の中山間地域総合整備事業委託金1,520万5,000円は、農道、農業用排水などの整備に係る用地補償事務などの委託金であります。

16款1項1目不動産貸付収入、1節不動産貸付収入にありませう土地貸付収入532万8,000円の主なものは、株式会社青森芝浦電子工場用地貸付料283万9,000円であります。光ファイバー貸付収入949万2,000円は、斗川、猿辺地区の光ファイバーをNT

Tに貸し付けた収入であります。

2項1目1節立木売払収入1,604万1,000円は、町有林整備事業による皆伐発生材を売却したものであります。

32ページ、33ページをお願いいたします。1目2節土地売払収入379万円は、旧三戸ジーンズ駐車場用地を売却したものであります。

17款1項1目1節総務管理費寄附金にありますふるさと納税寄附金2億5,644万7,000円は、地元産品や11ぴきのねこなどを活用した返礼品により全国の皆様から寄附を受けたもので、次にあります企業版ふるさと納税寄附金50万円は、株式会社プラスチック教育研究所からの寄附を受けたものであります。

18款繰入金であります。ふるさと三戸応援基金取崩繰入金7,940万円を11ぴきのねこのまちづくり、城山公園整備、果樹を中心とした農業の推進、小中一貫教育、三戸高等学校存続、三戸中央病院、子育てサポートなどの各事業へ充てております。

34ページ、35ページをお願いいたします。20款諸収入、3項1目1節雑入であります。町村の魅力発信事業助成金180万円を三戸町観光協会補助金へ充てたほか、原子力施設立地振興対策事業助成金1,400万円を三戸中央病院医師人件費へ充て、コミュニティ事業助成金260万円は久川、上道新町町内会の秋まつり備品整備補助に充てたものであります。

36ページ、37ページをお願いいたします。21款は、歳出における事業の財源として起債をしたものであり、主なものとしたしましては、1項1目1節防災行政無線更新事業債2億3,170万円は、令和3年度から2か年で整備をするものであります。

2目1節葬祭場整備事業債2,440万円は葬祭場新築更新に係る負担金、3目1節中山間地域総合整備事業債2,760万円は農道、農業用排水、農業集落道などの県営事業に係る負担金、4目1節橋梁補修事業債1,530万円は杉東橋などの橋梁補修事業、前年度繰越明許分の町道改良事業債1,680万円は葉ノ木谷地線道路改良工事及び関根1号線支障物件補償費、橋梁補修事業債1,310万円は大谷地橋橋梁補修、5目1節消防団屯所整備事業債2,520万円は第14分団屯所新築事業など、それぞれの事業に充てております。

7目1節過疎地域持続的発展特別事業債7,100万円は、7事業に充てたものであり、その内訳は子ども医療助成事業1,690万円、子育てサポート祝金支給事業730万円、商工業振興事業250万円、公共施設総合管理事業1,120万円、語学指導事業500万円、小中一貫教育推進事業2,000万円、インフルエンザ予防接種事業810万円となっております。

8目臨時財政対策債1億5,680万円は、普通交付税の不足分として国から起債の措置がされるものであり、元金、利子の全額が翌年度から普通交付税として算入をされるものであります。

以上で歳入10款から21款までの補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

澤田委員。

○澤田 道憲委員

私からはですが、まず議員間討議の際に各常任委員会で討議されたものをお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず、ページは33ページですが、17款寄附金のふるさと納税寄附金ですが、令和2

年度決算では3億9,300万円ほどでしたが、令和3年度は2億5,644万7,000円と下がった理由について何か伺います。

それに、当初予算では3億1,000万円でしたが、補正予算では2,000万円ほど減額しているが、どのような意味で行ったのか、その2点をお伺いいたします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

澤田委員のご質問にお答えをいたします。

まず、ふるさと納税の寄附金のほうが前年度に比べて減少した理由ということでございます。ふるさと納税の主力の品種でありますサンふじのほうが、春先の霜の害、霜害とか、あとは夏場の雨が少なかったということで、贈答用の規格のほうが少なくなったために、募集件数の調整を行ったことがまず原因でございまして、そのことによりまして前年度よりも3割強減少したものでございまして、寄附額のほうが2億5,644万7,000円というふうになったものでございます。

また、当初3億1,000万円見込んでいたけれども、最終的には減額をしているというところの理由でございしますが、寄附額の見込みに合わせまして、前年度よりも、当初見込んだよりも寄附のほうがいかないだらうというところで減額をさせていただいたものでございます。

寄附件数のほうもお知らせいたしますと、令和3年度の寄附件数は2万800件のちょうどとなっております。

以上です。

○竹原 義人委員

32ページ、33ページ、16款2項1目不動産売払収入379万円について伺います。

測量委託料の補正予算説明、令和3年5月17日の議員全員協議会、町有地の売却についての報告の場で申し上げておりましたが、一般的に不動産の売買は申し込まれたほうか、また申し込んだほうかで、売買の条件とか内容が全く違ってきますと、そのときは発言しておりました。今回の件は、工場用地28の3を、建物と両方ですが、事前に購入してから、その所有者が、道路が狭く、敷地の利便性から、町有地の売買を申し込まれたものであると説明を受けておりました。町が土地取得したのが昭和54年4月2日に、価格を申しますと2,100万円で購入し、1万473平方メートル、そしてその土地に造成費として2,500万円かけて造成しております。そして、昭和61年4月1日に28番3の土地をジーンズに1,565万円で売り払っております。今回残っていた土地を、これを見ますと379万円での売払いであります。そのまま379万円が町の収入になるのか。物件の面積と売買に係る経費は幾らで、どちらが持つのか。土地鑑定委託をしたと思いますが、どこの鑑定業者に依頼をして、役場では立会い、その環境等の説明をしたのか。379万円で売った理由をお尋ねします。

○財政指導監（下村 太平君）

竹原委員の質問にお答えいたします。

まず最初に、当該地、三戸町大字川守田字尼久保の土地の売却に至る経緯について、5段階になりますけれども、説明いたします。まず1点目、委員おっしゃるとおり昭和54年、尼久保の土地ですけれども、5筆、当時ですが、番地のほうは尼久保24番地、28番地、29番地、30番地、31番地の合計1万473平方メートルを2,100万円で取得しております。

2段階目ですが、こちらが昭和55年になります。このうち尼久保24番地、こちら3,242

平方メートルを、現松原公園の一部であった正浄寺の53番地の土地と交換しております。これによりまして、尼久保の土地は、この時点で4筆、7,231平方メートルとなっております。

3段階目ですが、その後、昭和56年から62年にかけて国土調査による成果や合筆、分筆が行われたことにより、当該土地は尼久保のそれぞれ28番地の1、4,093平方メートル、28番地の2、770平方メートル、28番地の3、2,399.5平方メートルの3筆になり、合計で7,262.5平方メートルとなっております。

4段階目ですが、こちら昭和61年、先ほど委員がおっしゃられたとおり、尼久保28番地の3、2,399.5平方メートルを1,565万円で株式会社三戸ジーンズに売却しております。また、このときですが、隣接する尼久保28番地の1の土地について、駐車場用地として土地の貸付けを行っております。この貸付期間中の収入が488万8,000円となっております。

最後、売却の5段階目ですが、令和3年、尼久保28番地の1から防火水槽設置場所として使用している部分を分筆いたしまして、これを28番地の5、60平方メートル、公衆用道路部分として使用している部分を28番地の6といたしまして204平方メートル、売却する部分を28番地の4、524平方メートルと新たに分筆し、分筆後の尼久保を28番地の1、3,295平方メートル、同28番地の2を770平方メートル、同28番地の4、524平方メートルの3筆の合計4,589平方メートルを379万円で売却したものでございます。

これを踏まえまして、面積と金額でまとめさせていただきます。昭和54年に2,100万円で取得した1万473平方メートルの土地は、交換分で3,242平方メートルを活用し、売却分が6,988.5平方メートルで1,944万円、昭和61年から平成30年までの貸付収入分が488万8,000円、三戸町分として現在残っている面積が264平方メートルとなります。交換分を含めない売却、貸付けによる収入分のみの合計で2,432万8,000円となりますので、購入時の金額を下回るものではございません。また、購入から売却までの期間中の地価の下落もあり、今回の売却額379万円は適正価ではあると考えてございます。

次に、鑑定業者という話でしたが、鑑定業者につきましては、駒木不動産鑑定事務所となっております。

測量経費につきましては、236万5,000円となっております。あと鑑定につきましては、22万8,000円となっております。

（「説明がすごく長かったけれども、経費はどちらが持つのですか」と言う者あり）

○財政指導監（下村 太平君）

経費は三戸町です。

○竹原 義人委員

大変詳しい説明をいただきましたけれども、役場のほうでもあると思いますが、図面でも分かるとおり、28番3の所有者は、工場も建っています。道路が、図面を見る限り、今の図面だと分筆しましたので広がっていますが、それがなければ、あの工場は利用不可能であります。使用することがないといっても、歩いていくことはできますけれども、大変不便だ。前も貸していた、駐車場を貸していた道路と、その収入が418万円あったと今言いましたけれども、前のように、三戸ジーンズのように、町から貸しておいてもいいわけでありまして。向こうは買い取るということになりました

けれども、町はそのために、売ってくれと言われたがために防火水槽を分筆することになりました。分筆する必要のないのだけれども、向こうから依頼があって売らなければならぬために、町として防火水槽を分筆する。当然買主側が測量業務委託料を負担すべきではないのかという思いが、ちらっと思ったわけであります。

販売価格そのものは379万円、これ鑑定をしていますので、私はいいと思います、確かに。もうちょっと高いば高いにこしたことはないと思いますが、これでいい。鑑定のとおりだと思いますが、ただ先ほども言いましたが、鑑定業者と会ったのか。面談して、その土地の評価というもの、町の言い分、あそこは道の駅があったり、国道に近かったり、松原公園があったり、確かに当時50年代はバブルが非常に、土地が高かった。それでも61年に売買したときには、若干土地が安くなった時代でありますけれども、1,500万円で売っていると。それが今379万円で、駐車場は狭いですけれども、狭いのではない、広い、前に売った土地よりも狭いという意味です。

そう考えると、379万円で売るのはいいのだけれども、その測量代はそちら側で負担すべきではないのか。鑑定料は、町で負担するのは、これは売るために必要な経費ですので、持ってもいいと思いますが、単純に計算して、坪単価で379万円で売ると坪1,388円です。1,388坪になります、今売るところが、1,388坪を379万円で売れば、町の収入が坪2,730円。全部その測量委託料を町で払うとなれば、町に入る収入は192万円しか入りません。坪幾らになるか、1,383円です。私は、貸しておいたほうがいいのではないか、この金額を見てそう思いました。

それから、ちなみに令和元年度に不動産売買、三戸警察署の場所を青森県に売っておりますが、このときは測量業務委託料、鑑定料、全くなく、全額三戸町に収入として入っております。ですから、今回なぜ、相手側が非常に有利に見受けられるわけですが、その理由を聞いています。

○財政指導監（下村 太平君）

竹原委員の質問にお答えいたします。

当初建物を最初に取得してございます個人の方から、駐車場のみの取得ということで話を持ちかけられた経緯がございます。その場合、三戸町の土地が隔離されるというか、まず道路に面しない土地、結局使用することが見込まれない土地が発生するということもありました。また、固定資産税の面からいきますと、同一の利用者に対し、この駐車場用地を売った場合、同一画地という考え方がございまして、一体の使用、これまでも貸出しでしたが、建物、三戸ジーンズと駐車場という、まず一体として利用しているという経緯がございますので、固定資産税の課税標準額、宅地並みということで課税する部分が多くなります。貸出しにつきましては、年間15万円程度の収入がございましたが、固定資産税収入というのもございまして、今のところの試算でございますが、まず十数万円程度になるのではないかと試算されてございますので、まず貸出しと同等の価値があるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○竹原 義人委員

3回、最後の質問でありますので、私は今の答弁は答弁になっていないと思います。駐車場だけを申し込まれた。では、そのままにしておけばよかったのではありませんか。所有者は三戸町です。相手は使うところだけ欲しい。当然だと思います。そうしたら、そうなのであれば分筆をおたくでして、経費がかかります、それを持ってください、その上で売却すれば、固定資産税はその分入ります。駐車場の分、確かに山は

残ります。だけれども、残ったとしても山林です。後から、先ほども交換したとか、それらの多くの理由を述べられておりましたけれども、実際申し込まれた、そのときの条件をしっかりと判断して、それは町として受け入れられない、考えてくださいと、一旦はそういうふうにするべきでないのか。その上で、それでもどうしても、企業誘致関係とか、三戸町の雇用関係とか、それらが見込まれる、そういう様々な案件があると思います。その場合はやむを得ないかも知れませんが、今回どうも私が思ったのが、どう考えても、何でもこのまま分筆をして、至れり尽くせりで売らなければならないのか。そう思いませんか。そここのところを思わない。「いや、固定資産税が入るから」、それは、町民からすれば我々の財産です。無駄にしておきたくないという町側の考え方も理解はできます。ただ、管理できないような土地を置きたくない。

最後の質問ですので、先ほど答えていなかったことが、鑑定に合ったのか合わないのかを最初に答弁してもらっておけば、私も簡単な質問でよかったのですが、ちょっと長くなりましたが、最初の答弁をしていなかった部分と、再度、どうしても379万円、そして経費は三戸町で払って、では実際に三戸町に払うお金は192万円。あの土地を192万円で売却することになると思いますけれども、最後にもう一回説明願います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

まず、今回の土地売却に関する経緯でございます。

まず、購入された方と、私も交渉のあの場に入っております。その中で、最初当初の相手方からのお話ですと、まず当然ながら土地価格を安く購入したいというお話がございました。お幾らぐらいかなというのは、その場で即答は当然しない駆け引きがありますので、そういった中で何回かお話をさせていただきました。そういった中で何回かお話をする中で、相手方の希望価格というのが見えてきたと。その金額がかなり低額でございました。それだと売却はちょっとできないかなという印象を持っております。

そういった中で、町も相手方にご説明したのですけれども、まず土地を町が購入した経過、三戸ジーンズの用地として民間の方から土地を購入していますと、2,100万円で購入しておりますと。その財源というのは町のお金でありますし、その町のお金というのは町民の税金が入っていると。なので、申出された方の買受け申出者の方の金額では、ちょっと希望には添えないですねというお話をさせていただいております。そうしたところ、その相手の方も、なるほど、そうですねということで納得をさせていただきまして、そういった話を何回か重ねて、金額のほうの詰めとか、大体幾らというのはなかなか言わないですけれども、そういった中で不動産鑑定を役場のほうでかけると。適正な価格、実情の価格というのが幾らなのかというところの調査をしております。不動産鑑定業者のほうには、役場の担当のほうと連絡を取って、状況等々をお知らせして鑑定額を出していただいております。

経費については、今回の測量委託料が200万円台かかっております。この経費については、土地の形状がとても広いこと、あと価格点というのですか、が多くて、やはりどうしても量的な部分で測量の経費というのが決まってくるので、結構その分についてはどうなのかなというところはございますが、相手に対して、その区画のところでは疑義を持たれないように、町としてもちゃんとした土地の形状がこうですよというところでお売りしなければいけないなということで、そういった作業をさせていただいております。

あと最終的に売却ということになったことについては、今後は町の施設として、使

用の見込みがまず見込まれないだろうと。あと先ほど下村財政指導監もお話しいたしましたが、山林を含む土地の形状等々もございましたので、後々の管理とか、係る経費等々も発生してくるということも考えて、総合的に勘案して、今回売却ということになったものでございます。

以上でございます。

(何事か言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

竹原委員、終わってください。

○栗谷川 柳子委員

21ページ、13款1項1目1節のコワーキングスペース利用料5万2,200円のところですが、これは、利用料ということは無料期間が9月で終了して、10月1日から3月31日までの6か月間の利用料、703人分ということですが、1つ目が、無料期間が終了して、その無料期間前と後との利用者の属性とか利用率等の変化は、何か捉えられたことがありましたでしょうか。例えばリピート性ですとか、新規利用者の伸び方などに変化があったのかなど、捉えたことがありましたらお知らせいただきたいのと、あと高校生が41%ということで、かなり利用を続けてリピートしていただきたいような属性が高校生になると思うのですけれども、その辺で何か無料、有料の差があるとしたら、利用者からの声とか、課題とか、拾えたことがあればお知らせください。

というのと、あと1つが、この5万2,200円の中に、月間契約とか、年間契約とか、リピートを目的とした契約をされた方も入っているのかをお知らせください。

もう一つが17款1項1目1節の企業版ふるさと納税寄附金、プラスティーからの50万円ということなのですが、これは三戸町内、三戸町への企業版ふるさと納税寄附金としては初めての寄附になるのかということと、企業版ふるさと納税は基金には入れずに、直接使わせてもらえるものなのかということと、企業版の場合の返礼というのは何か、その辺のどうなるのかというお話と、あと三戸地方未来塾事業に充当させるということなので、それは寄附者のほうが、どうぞ、この事業にぜひ使っていただきたいという指定をして寄附してくださるものなのか。

あと1点が、今回プラスティーなのですけれども、ほかに、例えば町との関係、交流があるお取引先などにPRとか、お願いというか、こういう企業版のふるさと納税があるので、ぜひいかがでしょうか、三戸町へというような声かけをされていて実現されたものなのか、またその声かけ等の予定は今後、広めていく予定があるのか、お願いします。

○委員長(番屋 博光君)

暫時休憩します。

(午前11時28分)

休 憩

(午前11時32分)

○委員長(番屋 博光君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えいたします。

まず、コワーキングスペースの無料、有料での属性とか利用率に変化があったかということですが、コワーキングスペース、ご承知のとおり令和3年4月29日にオープンをいたしまして、当初約半年間は無料期間と、10月1日からは有料というふうになりまして、9月はコロナの影響で1か月間丸々使用のほうは中止となっております。

まず、属性のほうですけれども、年間で見ますと、一般大学生、高校生ということと比較いたしますと、平日の一般が57.6%、大学生が6.5%、高校生が35.9%、これを休日と比較いたしますと、一般が55.8%、大学生が2.3%、高校生が41.9%となっております。平日、休日ともに、あまり大きな利用者の違いというのは特にございませんで、これを前半、後半、無料期間と有料期間というところでの比較というところでいきますと、前半のほうであれば、一般の方の利用が多くあったと。後半のほうで特に伸びていたのは、高校生の利用というものが平日で大きく出ていたものでございます。特にリピート等とか新規というところの数は、ちょっと今押さえておりません。申し訳ございません。

2つ目の高校生の利用率が41%ということで、無料、有料に変わったけれども、それが何か、要望とか、そういうものがあるかということでもありますけれども、特に有料になったので使いにくくなったとか、そういうふうな声のほうはございません。一応利用のアンケートみたいなものも置いてありますので、それには特に料金に関する要望というものは挙げられておりませんでした。

高校生の場合、共用のスペースが1時間当たり50円で、1日使った場合で100円というふうになってございまして、利用の仕方というのは、どのような形で具体的に何の用途というのは、こちらちょっと把握し切れませんが、大体テスト期間とか、そういうときにまず利用したりというので、二、三時間とかというふうな理由の方が多いようでして、そうすると1日の料金を払ったほうが安いこととなります。1時間当たり50円ですので、3時間使えば普通では150円にはなるのですけれども、1日料金のほうをお支払いいただいて、100円で利用いただいていると。

また、夜の送迎等に、ご家族の方に迎えに来ていただくということにも、近くにコンビニもありますし、安心して、まず駐車場も広いですし、そういうような利用のされ方というのは、高校生のほうでも使いやすいのかなというふうに感じておりました。

3点目の年間契約、月間契約の方はございません。

4つ目の企業版ふるさと納税の件でございます。初めての寄附者かというお問合せでございますけれども、令和元年に2社ございまして、こぐま社様とセキグチ様からの寄附がございまして、今回で3件目となっております。

あと企業版ふるさと納税につきましてですが、返礼品はあるのかということですが、これは法人税の控除が受けられるというもので、何か商品をお送りするとか、そういうものではございません。

あと今回の寄附いただいたふるさと納税のものでございますけれども、こちらのほうは教育関係にまず使っていただきたいということで、三戸地方未来塾の事業費のほうに充当させていただいているものでございます。

最後、5点目の企業版ふるさと納税ですけれども、まずこれまでの実績というものは、町との交流があった事業者でございます。これまでもご相談なりお話しする際に

は、特にこちらから指定をしてということよりは、企業版ふるさと納税をお願いしなすというのを広く呼びかけたことはございませんけれども、事業をやる際には、例えばこういう事業をやりたいと考えた際には、向こうのメリットとして、企業版のふるさと納税ということもあるということをお伝えするとか、そういうふうなことは想定には持っておりますけれども、特段それをメインに持っているということではございません。

以上でございます。

○栗谷川 柳子委員

分かりました。特に有料、無料で、有料になったらもう誰も来なくなるとかということがないということなので、すごくそこは安心しました。三戸高校の文化祭のときの、高校生の目線から見たまちづくりの提案というポスター、掲示がたくさんありましたけれども、その中にもやっぱり放課後に寄り道できる、高校生にとっての交流の場というのが本当は町なかに欲しいのだよという意見がたくさん多く出ていたようですので、八戸市ですと、例えばはっちとかエスタシオンのように、高校生があまりお金を使わなくても勉強できたり、健全な交流ができる場所というのが充実しているようですので、三戸町でもそういったアップルドームを、本当に若い人たちがアップルドームの利用ということをちゅうちょなく、楽しみに利用できるような施設、場所、コワーキングスペースを充実させていけばいいのかなと思いました。

企業版ふるさと基金についてですが、ここは宣伝というか、ぜひ企業たちにもたくさん町に寄附をしていただけるようなPRしていったらもっと、PRしても町にとってはあまりメリットがないような感じなのでしょうか。質問です。

○委員長（番屋 博光君）

栗谷川委員に申し上げます。ただいまの発言は議題外にわたっていますので、注意します。質問の内容を変えてください。

（「では、結構です」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、歳出、1款議会費及び2款総務費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

歳出、1款及び2款につきまして補足説明を申し上げます。

38ページ、39ページをお願いいたします。1款1項1目議会費でございますが、この目は町の議会運営や議員皆様の議会活動に要した経費で、議員報酬と議会事務局職員の人件費及び事務費が主なものであります。

次に、2款総務費の説明を申し上げます。40ページ、41ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は、特別職2名と総務課、会計課、監査委員事務局に属する一般職員の人件費と、総務課、会計課の事務に要した経費であります。2節給料にあります会計年度任用職員給料1,097万9,000円は、電話交換、公用車運転手、会計課窓口、庁舎宿直の合計6名分の給料であります。

42ページ、43ページをお願いいたします。12節委託料、公共施設総合管理計画改定業務委託料517万円は、平成29年度に策定した自治体施設等の計画的な維持管理・更新などの計画の改定をしたものであります。公会計システム導入業務委託料143万円は、国が進める統一的な基準による財務書類等を作成するためのシステム更新に係るものであります。行政手続整備業務委託料429万円は、押印廃止への取組として、条例規則など101件分の例規を整備したものであります。

18節負担金補助及び交付金の主なものは、1行目にあります退職手当組合負担金6,332万2,000円であります。

次の2目財産管理費は、役場庁舎の維持管理、公用車、防災無線、光ファイバーなどの財産管理に要した経費であります。

44ページ、45ページをお願いいたします。10節需用費の主なものは、庁舎電気料1,051万円と修繕費の492万8,000円は、庁舎などの修繕のほか、光ファイバーケーブルの修繕を行ったものであります。

12節光ファイバー設備管理委託料531万円は、町が斗川、猿辺地区に整備した光ファイバー網の管理委託をNTTへ委託したものであります。PCB廃棄物収集運搬委託料11万円と処理委託料224万8,000円は、令和2年度に登録機関に登録したPCBの処分をしたものであります。防災無線等改修工事施工管理業務委託料273万9,000円と14節の工事請負費の防災行政無線等改修工事請負費2億2,901万5,000円は、令和3年度から4年度の2か年で町内放送設備の更新を行うものであります。同じく14節旧わかば児童館解体工事請負費449万1,000円は、令和3年2月の強風により被害を受けた児童館の解体撤去をしたものであります。

46ページ、47ページをお願いいたします。24節積立金にありますふるさと三戸応援基金積立金1億2,521万1,000円は、令和3年度のふるさと納税収入額から返礼品などの経費を除いた額を積み立てたものであります。森林環境譲与税基金積立金1,037万8,000円は、令和3年度交付決定額から林道整備等事業振興費に充てたほか、基金に積み立て、木材利用促進、間伐などの目的に使用するものであります。公共施設整備基金積立金2億円は、今後見込まれる庁舎建物内の設備改修、更新などの財源として積立てをするものであります。

3目総合行政情報システム導入費であります。役場における事務などを処理する総合行政情報システムの保守や法改正などに伴うシステム改修委託、システム借り上げなどに要した経費であります。

12節委託料の総合行政情報システム保守委託料1,816万8,000円は、住民基本台帳、税、国民健康保険、介護保険、財務会計などの行政事務に係るシステムの保守委託料であります。

13節総合行政情報システムクラウド利用料418万円は、国が進める自治体デジタル・トランスフォーメーションへの対応として、行政システムのクラウドの利用をするものであります。

18節負担金補助及び交付金の中間サーバー運営費負担金416万3,000円は、マイナンバーカードの情報を全国的に管理するサーバーの運営に係る経費を負担するものであります。

4目交通安全対策費は、14節工事請負費にあります交通安全施設設置工事請負費103

万1,000円が主なもので、カーブミラーの新設が5基、更新2基、移設3基を行ったものであります。令和3年の町内交通事故発生件数は9件、負傷者数は11名、死亡者数はゼロ名となっております。

52ページ、53ページをお願いいたします。8目国際交流事業費であります。1節報酬は、令和3年度において国際交流推進委員会2回を開催したものであります。

54ページ、55ページをお願いいたします。ページの中ほどにございます10目諸費の12節委託料、コミュニティバス運行委託料2,516万4,000円は、新たに箸木山、関根川原、雷平、城ノ下地区の運行を開始したほか、杉沢線、蛇沼線の運行見直しを行ったものであります。次のデマンドタクシー運行委託料196万円は、令和3年4月から杉沢、蛇沼、袴田、豊川、大舌、目時地区を対象に乗合タクシーを運行した経費であり、年間の利用者数は447人となっております。

18節負担金補助及び交付金の路線バス減収負担金852万7,000円は、町内を循環するコミュニティバス以外の八戸線、田子線を利用した場合にあっても、町内の区域において100円で利用ができるよう、運賃との差額を負担するものであります。路線バス維持費補助金367万4,000円は、諏訪ノ平線、田子線など広域路線バスを維持するため、関係する町村と協調し、バス事業者へ補助したものであります。

58ページ、59ページをお願いいたします。4項選挙費、1目選挙管理委員会費は、選挙人名簿定時登録事務年4回と三戸町選挙管理委員会の運営に要した経費であります。

60ページ、61ページをお願いいたします。2目衆議院議員選挙費は、令和3年10月31日執行の選挙事務に係る経費であります。選挙当日の有権者数は8,401人、投票者数4,621人、投票率は55.01%でありました。

62ページ、63ページをお願いいたします。6項1目監査委員費は、町監査委員2名による月例監査、決算監査等に要した経費、事務費であります。

以上で2款、総務課関連の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

2款のうち、まちづくり推進課関係分について補足説明申し上げます。

48、49ページをお開き願います。まちづくり推進課では、人口減少、移住定住対策、ふるさと納税、企画調整、まちづくり、商工観光、雇用、広報、統計、町内会、広域行政など、幅広い業務を所管いたしました。

新型コロナウイルス感染拡大により、イベントの中止や縮小を余儀なくされましたが、その中でも11ぴきのねこのまちづくり事業の推進を図り、移住定住対策など、みんなが集う、みんなで作る三戸の実現に向け、事業を実施いたしました。

また、ふるさと納税につきましては、先ほど歳入の質疑でお答えしておりますが、改めてご説明をさせていただきますと、主力のサンふじが春先の霜の害や夏場に雨が少なかったことで、贈答用の規格が少なかったため、募集件数を調整したことから、件数、寄附金額ともに、それぞれ前年度より3割程度減少いたしました。件数にいたしまして2万800件ちょうど、寄附額2億5,644万7,000円を受領いたしました。今後も、ふるさと納税制度の健全な発展に寄与するとともに、寄附金の受入れによる安定した歳入の確保により、持続可能な財政運営に貢献してまいりたいと考えております。

1項5目地方創生推進費からご説明いたします。1節報酬12万3,000円は、地域商社に係るプロジェクト会議委員6人分の報酬でございます。昨年度は、4回開催いたしました。

7節報償費の謝金27万8,000円は、対話によるまちづくりを推進するため、年3回

開催いたしましたまちづくり人財塾の講師謝金が主なるものです。

10節需用費と11節役務費は、お試しサテライトオフィスやコワーキングスペース等の維持管理に要した経費でございます。このうち弘前大学と連携協定を締結している県内15市町村が参加した学生支援プロジェクト、地元商品を活用した学生に対する食支援事業では、経済的困窮学生200人に対し提供した三戸町の特産品詰め合わせとして、消耗品65万4,000円のほか、送料の郵便料14万4,000円を支出しております。なお、この事業に係る経費の約半分は、弘前大学が負担しております。

18節負担金補助及び交付金の大学連携事業負担金65万円は、弘前大学と連携し、三戸町における中長期的な気候変動と作物の生育を研究するための経費でございます。20年後、30年後の気象変動を予測し、町の農作物の生育に与える影響と町における次世代農作物栽培の可能性を調査するものです。

次に、6目文書広報費でございます。7節報償費は、総括行政連絡員24人分、行政連絡員87人分の謝金でございます。

50ページ、51ページをお願いいたします。10節需用費の印刷製本費754万円は、年12回発行の広報さんのへの発行に要する経費でございます。

12節委託料の広報等配付業務委託料49万2,000円は、広報、回覧物の行政連絡員への配付に要した経費でございます。行政連絡員アンケートの結果により、行政連絡員の業務負担の軽減を図るため、毎週のお届けから隔週に切り替えたことで、昨年度よりも経費が減少しております。

次に、7目企画費でございます。この目は、11ぴきのねこのまちづくり、ふるさと納税、移住定住促進、地域おこし協力隊、町内会、広域行政に係る経費でございます。

1節報酬の会計年度任用職員報酬は、昨年11月に任用した地域おこし協力隊員の報酬でございます。地域おこし協力隊制度を活用し、ホップ生産復活ミッションに従事していただいております。斗内地区の畑で栽培を始めた今年度産のホップは順調に生育し、現在収穫の時期を迎えております。今後、ホップの活用に向けた取組を進めてまいります。

7節報償費のふるさと納税返礼品費8,786万4,000円は、ふるさと納税寄附者へのお礼品の贈呈に係る経費でございます。お礼品の購入額の上位は、リンゴが63.4%の1億6,250万4,000円、次に11ぴきのねこグッズ関係が10.9%、2,803万3,000円、続いてサクランボが5.3%、1,347万9,000円の順で、以下農産物、加工品等となっております。お礼品の贈呈により、全国に三戸町の名を売り込むことができいております。

11節役務費の郵便料2,392万5,000円は、ふるさと納税お礼品及び寄附金受領証明書等の発送に要した経費でございます。2行下の広告料1,003万3,000円は、ふるさと納税の前年度寄附者へのダイレクトメール約3万件分の375万6,000円と、11ぴきのねこのまちづくり事業に係るラッピングバス、ラッピングトレイン等の広告料447万3,000円が主なものでございます。次のふるさと納税ポータルサイト等手数料1,713万4,000円は、ふるさと納税受入れのため、インターネット上のふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび、a u P A Y、47 C L U Bの6つのサイトの利用に要した経費でございます。昨年度からの減額は、ふるさと納税寄附金額の減によるものです。

52、53ページをお開き願います。12節委託料は、ふるさと納税システムの保守や改修に係る費用のほか、ファンミーティング振興等業務委託料30万2,000円は、8月8日にジョイワーク三戸で開催いたしました11ぴきのねこファンミーティングにおける司会の進行や、コロナ禍で会場に来られなかった方のためオンライン配信等の業務に要した経費でございます。マンホール設置業務委託料10万6,000円は、馬場のぼるさ

んの没後20年事業として、二日町のポケットパークに昨年11月に設置いたしました11ぴきのねこマンホールの製作、設置に係る経費でございます。このマンホールは、オリジナルプリントシールが施されており、自治体が設置するこのタイプのマンホールは、青森市に続いて県内2例目となります。一番下の前年度繰越明許分、コワーキングスペース整備業務委託料1,281万円は、アップルドーム内の町民サロンの一部を改修して整備したものです。リモートワークへの対応や移住定住の促進を図るため、昨年4月29日にオープンしたコワーキングスペースS ANNOHEは、新型コロナウイルスの影響で、9月は1か月間休館いたしましたが、高校生から一般まで年間延べ703人の利用がございました。

13節使用料及び賃借料のふるさと納税ポータルサイト等使用料591万3,000円は、ふるさと納税受入れのため、インターネット上の受入れサイト、ふるさとチョイス、ふるなび、47CLUBの利用に際し、寄附金額に対して、サイトごとの割合で使用料をお支払いしております。

14節工事請負費の街灯フラッグ取付工事請負費100万8,000円は、11ぴきのねこのフラッグを元木平、同心町エリアのLED街灯29基への取付工事に要した経費でございます。

18節負担金補助及び交付金の八戸圏域連携中枢都市圏連携事業負担金819万7,000円は、連携中枢都市圏における連携事業であります圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連サービスの向上のために実施した23施策80事業に係る負担金でございます。負担金の主な内容は、八戸市立市民病院から三戸中央病院への医師派遣事業負担金627万円、障害者支援区分判定審査会75万円、ドクターカー運行事業44万8,000円などとなっており、町民の医療及び福祉の向上に大きく寄与してございます。中段にあります町内会活性化事業費補助金66万6,000円は、町内会のコミュニティ活動の促進及び地域住民の連帯意識に基づく自治意識を盛り上げることを目的として行った事業に対し交付したもので、24町内会中16町内会が実施しております。町民提案地域活性化事業費補助金は、町民のまちづくり活動を促進し、町の活性化を図るためのもので、昨年度は1団体が交付を受けております。アフターコロナを見据え、街歩き等のコンテンツへの町外者の集客、顧客強化のためのホームページ作成に要した経費の5分の4を交付したものでございます。移住定住促進事業費補助金1,335万7,000円は、移住定住を促進するため、住宅の新築、リフォーム、民間賃貸住宅の家賃に対し補助金を交付したものでございます。補助金の交付件数は、新築が5件、中古住宅購入5件、リフォーム20件、家賃補助11件、家財処分3件の合計44件で、このうち移住者は新築が2件、リフォーム1件、中古住宅購入1件の4世帯11人でございました。

次に、ふるさと納税特産品開発事業費補助金64万6,000円は、ふるさと納税返礼品として特産品の開発または改良する事業に対する補助金で、3事業者に交付したものです。補助率は、対象経費の5分の4を25万円を上限に交付するもので、化粧箱の版代やデザイン代として補助金を活用した商品、リンゴジュースやトマト、お薬手帳などが新たに返礼品として加わっております。地域おこし協力隊起業支援補助金100万円は、任期終了の日から1年以内に町内で起業する経費に対し補助金を交付するもので、令和3年3月に任期が終了した元協力隊員がカフェを開くため、店舗の給排水設備工事に対し交付したもので、来月のオープンを予定しております。奨励金、定住促進奨励金146万6,000円は、町の奨学金の貸付けを受けた者がUターンなどにより定住した場合において、奨学金の返還額に相当する分を奨励金として交付したもので、受給者は8人でございました。

60ページ、61ページをお開き願います。2款5項統計調査費、1目統計調査費でございます。昨年度は、5年に1度の経済センサス活動調査を実施しております。主な支出は、1節の報酬は調査員6人分と会計年度任用職員1名分の報酬になります。

以上で、2款のうち、まちづくり推進課で所管いたしました分について補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○税務課長（遠山 潤造君）

一般会計歳出、2款総務費のうち、税務課関係分について補足説明申し上げます。

決算書の54ページ、55ページをお願いいたします。2項徴税费、1目賦課徴収費は、税務課職員9名分の人件費をはじめ、業務執行に要した経費でございます。その主なものについてご説明いたします。

57ページをお願いいたします。10節需用費のうち、印刷製本費319万2,000円は、主に納税通知書の印刷に要した経費でございます。

11節役務費のうち、郵便料131万6,000円は、納税通知書の郵送などに要した経費でございます。また、手数料65万1,000円では、コンビニ収納手数料58万3,000円が主なものとなっております。取扱件数は、前年度より90件増加してございます。

12節委託料のうち、評価時点修正業務は、令和6年度の固定資産評価替えに用いる適正な路線価等を算定するため、令和3年度から令和5年度まで3年間実施するものでございます。令和3年度分の決算額は368万5,000円となっております。なお、繰越明許費312万4,000円は、軽自動車税基幹税務システム改修委託料を翌年度に繰り越したもので、税務申告、車両検査等に関わる手続を電子化するため、システムの改修を行うものでございます。

13節使用料及び賃借料では、地籍図等の管理を行う土地情報システム借上料321万7,000円、申告支援システム借上料155万1,000円及びそのソフトウェア使用料の申告支援システムパッケージ使用料171万6,000円が主なものとなっております。

18節負担金補助及び交付金では、市町村総合事務組合滞納整理機構へ移管した徴収業務に対する負担金70万3,000円が主なものとなっております。

22節償還金利子及び割引料の町税等還付金174万3,000円は、減額更正されました過年度分の町税に対する還付金でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○住民福祉課長（馬場 均君）

住民福祉課で所管しております戸籍住民台帳費について補足説明申し上げます。

58ページ、59ページをお願いいたします。2款3項1目戸籍住民台帳費は、戸籍簿や住民基本台帳を管理し、住民票や各種証明書の発行のほか、マイナンバーカードの交付事務に関わる経費が主なものであります。

2節給料、3節の職員手当等は、戸籍班の職員の人件費であります。

12節委託料と13節使用料及び賃借料は、戸籍システムに係る保守や改修に係る委託料とシステムの使用料、借上料が主なものであります。

18節負担金補助及び交付金は、マイナンバーカードに係る負担金が主なものとなっております。

昨年度の戸籍、住民票の届出件数は981件であり、そのうち戸籍関係が521件、住民票関係が460件となっております。

また、各種証明書の交付件数は1万4,160件で、そのうち戸籍の証明や住民票の写しの交付割合が76.8%、印鑑登録及び証明が18.3%となっております。マイナンバー

カードは、昨年度新たに交付された件数が913件、累計で3月末現在3,099件の交付となっております。

令和4年3月末現在の住民基本台帳の状況は、総世帯数が4,175世帯、人口は男性4,485人、女性4,868人の合計9,353人となっております。昨年同時期と比べまして243人の減となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

藤原委員。

○藤原 文雄委員

47ページ、2款1項2目の24節積立金について、金額的な質問ではないのですが、基金が14基金でそれぞれ割り振られて管理されているということだと思いますけれども、これらの基金がまず積立金として積み上がっていると思いますけれども、具体的に管理方法としてどういったようになっているのか。例えば定期性の預金なのか、普通預金なのか、または運用益が出るようなものに運用をしているのか、そういったものが可能なのかというところについてお聞きします。

○会計管理者（井畑 淳一君）

ただいまの藤原委員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

基金については、定期性の預金ということになっております。当然利息のほうはついていくものでございますけれども、その利息についてもまた借換えのときに原資に含まれて、定期性の預金にされていくということになっていきます。

あと運用益とか、その部分についてですけれども、昨今低金利ということで、なかなか何かに、例えば株式投資をするだとか、そういった状況というのは難しいものになっておりますけれども、そういった状況も踏まえながら、資産管理というか、安全な運用ということに心がけてございます。

以上でございます。

○澤田 道憲委員

私からは、ページの49ページ、5目地方創生推進費の1節の委託料の報酬ですが、1項5目8節から2万7,000円を利用しているが、それよりも多い5万9,500円の不用額を出している。どういうことなのか伺います。

まず、不用額を出した理由についての経緯をお伺いいたします。

そして、2番として委員報酬の意味と、その委員の役割はどのようなものなのかお伺いいたします。

それが1つと、同じく49ページですが、先ほども地方創生のことで説明がありましたけれども、連携大学は弘前大学ということでありましたが、その事業の負担金の事業内容と成果についても触れましたけれども、聞き逃したので、もう一度説明と、将来に向けた課題の取組はどうなったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、あと51ページですが、7目の企画費の11節役務費では、ふるさと納税ポータルサイト手数料1,713万四千何がしの支払いのため、7目の7節報償費から53万6,000円と18節負担金補助及び交付金から226万8,000円が流用されている。既に補正予算で2,035万4,000円を減額しているにもかかわらず、他の節より利用しているの

が減額補正、予算が適正であったかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。
まず、一応今お伺いをいたします。

○やわらかさんのへ交流室長（北村 哲也君）

ただいまの澤田委員のご質問にお答えいたします。

順番がちょっと前後になるのですが、先に49ページ、大学連携事業の負担金65万円についてご説明いたします。こちらの事業概要ですが、包括連携協定を締結してございます国立大学法人弘前大学との受託研究事業として実施しております、地球温暖化が中長期的に三戸町の農業に与える影響について、受託研究事業ということで弘前大学のほうにお願いしてございます。この事業は、令和3年度から令和5年度までの3か年で計画してございまして、令和3年度の負担金が65万円、令和4年度、令和5年度の負担金が13万円ずつでございます。

こちらの65万円の負担金の内訳でございますけれども、研究に係る準備費、それと町内4か所、旧町村単位、三戸、留崎、斗川、あと猿辺の4地区に分けて、町内の5か所に仮設の気象観測計を設置してございます。こちらの仮設の気象観測計を基に、今年の7月いっぱいまで基礎データのほうを抽出してございまして、そちらのほうで抽出されたデータのほうを、ちょっと難しくなるのですが、温室効果ガス増加シナリオ、それと全球気候モデル等の重ね合わせを行いまして、将来的な三戸町の農業に与える影響を研究していただくというものでございます。

それと、作物についてですが、気候変動の下で、水稻、お米とリンゴの適正栽培が将来的にどのようなようになるか。そのほかナシですとか、ブドウ、桃などの三戸町の主要な農産物、農作物についてどのような推移が検討されるか。また、将来的、30年後ですとか、70年後、どのように気候変動が推移して、今三戸町で取れている農作物以外にも、将来的にこういった農作物が有利に栽培できるかなどの検証を行っていただくこととなっております。こちらの研究で得られた成果につきましては、研究成果が取りまとめ次第、議員の皆様にも報告会という形で報告させていただくことと予定してございます。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず1点目の地域商社設立プロジェクト会議委員の流用をしていると。流用しているながら不用額を多額に残しているというところのご説明をさせていただきます。

まず、このプロジェクト会議の目的でございますけれども、地域商社の設立に当たりまして必要な検討、協議を行うものでございまして、KPI、重要業績評価指標、このKPIの達成度等の検証を行うことを目的として行われている会議でございます。昨年度は当初予算に1回分の予算を計上してございました。実際に会議を開いた際に委員のほうから、最終年になるので、2か月に1回の頻度で確認する必要があるのではないか、開催をする必要があるのではないかという要望がございまして、まず1回目、2回目の分として、7月に開催した分を、ここにございます1項5目8節から流用の2万7,000円をもって2回目の開催を行ったものでございます。2回目の開催は、7月の29日でございます。その1回目の会の際に、2か月に1回程度やらなければならないのではないかということで、9月定例会に補正予算のほうを計上いたしまして、9月の30日と12月の9日に3回、4回を行ってございます。結果、予備1回分の予算と、あと当日欠席した方の委員もありますので、その方の分が不用額として残ったものでございます。

また、2款1項7目の役務費にそれぞれ流用した理由でございますけれども、こちらは郵便料の不足が生じたために補正をしたものでございます。確か3月の時点で400万円の減額をいたしておりましたけれども、見込みのほうがうまくいかずに、実績がそれ以上になってしまったため、必要な経費として流用で対応させていただいたものです。

以上でございます。

○澤田 道憲委員

それと委員と役割をお伺いして、まだ聞いていませんが。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

プロジェクト会議委員の役割、目的でございますけれども、地域商社設立に当たって必要な検討、協議を行うもの、行う場であること、あと委員の方が検討、協議、あとはKPIと申しまして、重要業績評価指標となる、目標となっている達成度の検証を行うものがこの委員の目的でございます。

以上でございます。

（「了解しました。あと……」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

澤田委員、指名します。

○澤田 道憲委員

最初のまだ聞いていませんが、51ページの最初の7目の企画費の説明を求めますが。

○委員長（番屋 博光君）

澤田委員、先ほど答弁しているのですけれども、もう一度ですか。しゃべっていませんか。

○澤田 道憲委員

答弁をまだ受けていないと思ってお話ししているわけですが。

○委員長（番屋 博光君）

暫時休憩します。

（午後 零時28分）

休 憩

（午後 零時31分）

○委員長（番屋 博光君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

澤田委員、よろしいですか。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

先ほど澤田委員のほうから、2款1項7目の役務費のところでございますけれども、ご質問のありました、3月補正で減額をしていながら、53ページのほうには流用をして、まずやっているけれども、見込みはどうだったのかということでございました。まず、この目の補正自体、マイナスの減額のほうを2,000万円出しておりますが、この要因といたしましては、ふるさと納税の返礼品等に係る経費のほうは今年と昨年と比べて少なかったことによりまして、減額をさせていただきました。その際、サイトの手数料であるとかというところで、3月末までの見込みを立てたものでしたが、それを上回る分の郵便料の請求が来てしまいまして、大きく減額してしまったために、流用で対応させていただいて、支払いをさせていただいたものです。見込みのほうは甘かったものでございますので、今後は適正に見込みを立ててまいりたいと思います。以上でございます。

○澤田 道憲委員

まだあります。53ページですが、7目企画費の18節負担金補助及び交付金ですが、1項7目11節へ226万8,000円を流用しているにもかかわらず、不用額が451万七千何がしを出している訳がどういう訳か、それが1点。当初予算見積りの際に確定した金額を計上すべきと思うし、負担金や補助金、交付金は事前に分かっているものと思いますが、お伺いをいたします。

それと、55ページですが、10目諸費の12節委託料、不用額が529万五千五百何がしで、成果の報告では、コミュニティバスの見直し等を実施し、住民に対しての行政サービスの向上や経費削減を実施したと認識しておりますが、そうであれば、このような多額の不用額を出さずに済み、不用額を、補正予算を組み、住民への要望等に応える事業を推進すべきと考えるが、そのような考えはどうか、お伺いをいたします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

企画費の18節負担金補助及び交付金のところの支出額が2,996万9,000円に対して不用額が450万円、さらに7目の11節のほうに流用を200万円しているというところでございます。

まず、この流用につきましては、先ほどご説明をさせていただきました手数料等の不足を補うための流用でございまして、負担金、補助金のほうから郵便料のほうに流用させていただいたもので、こちらの節のほうから対応をさせていただいたものでございます。

また、負担金補助であれば金額が確定しているものであるもので、ある程度の決まった金額が見込めるのではないかというお話でございました。まず、負担金等であれば年額等決まっているものがございまして、補助金であれば3月末までに見込まれる件数であるとか、数量のほうを見込みまして、足りなくなることがないように、適正なものを見込んで予算計上のほうを3月補正なりで対応をさせていただいておりますが、中には見込みどおりに申請がなかったものであるとか、あと実際に一番上の八戸圏域の連携中枢都市圏の事業の負担金につきましては、こちらの不用額のほうは、予算に対しまして170万円ぐらいこれが出ております。これというのは補足説明の中でも申し上げましたが、医師の派遣事業でございまして、市民病院から三戸中央病院のほうに医師が派遣される事業に対しての経費の負担ということはあるのですけれども、様々な事情によりまして派遣ができない、実施できなかったとかという理由もございましての減額というものが最終的に分かるものでございます。

今回はちょっと大きな金額にはなっておりますが、それ以外にも100万円単位と

か、20万円単位とか、年度末までに申請のお話をいただいていたものであるとか、見込みの分もありまして、不用額が多額になってございました。今後も引き続き適正な数量等は見込んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

55ページ、10目の諸費の12節の委託料、その中で不用額が529万5,000円出ているということでございます。この12節の委託料のところについては、コミュニティバスの委託料とデマンドタクシーの運行委託料が含まれております。令和3年度におきまして、これまでのコミュニティバスのバス路線の再編を行っております。新たな路線ということで、補足説明の際にも申し上げましたが、泉山線でありますとか、箸木山、雷平の路線を運行することになってございます。そういった路線の組替えをまず行ったということでございます。

今まではバスが入らない、細かい枝の枝線というか、そういった路線も運行することとしております。そういった組替えをしたことによって、国庫補助路線、国庫補助の対象になる条件に該当したということでございまして、これまで町単費でコミュニティバスを運行していた区間というのが国庫の補助を受けられるようになったということで、経費のほうは削減されたというものでございます。その経費について、不用額でなぜ出てきたのかということについては、国庫補助の金額の確定というのが令和4年の3月に決まったということでございますので、3月の補正には間に合わなかったということでございます。

以上でございます。

○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

午後2時再開予定をもって休憩いたします。

（午後 零時40分）

休 憩

（午後 2時00分）

○委員長（番屋 博光君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出、3款民生費について説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

3款民生費について補足説明申し上げます。

62ページ、63ページをお願いします。3款民生費は、乳幼児から高齢者まで、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりのための経費でございます。保健、医療、

福祉の関係機関と連携を図りながら、特に若者が子供を産み育てられる環境をつくり、高齢者も、障害のある方も、若い世代も、誰もが安心して生活できるまちづくりを目指し、各種施策を実施しております。また、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、町民の皆さんに対する生活支援として、住民税非課税世帯等臨時特別給付金、子育て世帯臨時特別給付金等の支給を実施しております。

3款1項1目社会福祉総務費は、職員人件費と各種団体に対する補助金、繰出金が主なものとなっております。

64ページ、65ページをお開きください。18節負担金補助及び交付金ですが、まず冒頭で申し上げました住民税非課税世帯等臨時特別給付金1億320万円は、令和3年度の住民税均等割が非課税である1,032世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付したものであります。灯油購入費助成事業は、灯油価格の高騰を踏まえ、直接的な影響を受けている町民の中でも特に所得の低い生活困窮世帯に対して、経済的負担の軽減と生活の安定を図るため、冬期間の生活に必要な灯油購入費の一部を助成したもので、対象世帯1,542世帯に、1世帯当たり6,000円分の助成券を配付したものであります。民生委員活動費補助金は民生児童委員40人分の活動費に対しての、社会福祉協議会運営事業費補助金は社会福祉協議会職員6人分の人件費に対しての、それぞれの団体に対する補助金となります。

27節繰出金は、国民健康保険特別会計の職員人件費や出産一時金などに要する経費の繰出金であります。

2目国民年金事務取扱費は、日本年金機構の委託を受け、国民年金に関する保険料の減免や厚生年金への移行などの受付業務を行う職員人件費が主な経費でございます。

66ページ、67ページをお願いします。3目障害者福祉費は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有する668人の医療費や自立支援に要した経費であります。

12節委託料、地域活動支援センター機能強化事業委託料は、障害者の作業指導や生活訓練を行っているあすもこっの運営に係る委託料で、社会福祉協議会にお願いしております。

19節扶助費は、障害のある方が利用した各種サービス、医療費の支給に要した経費であります。常に介護を要する障害者への入浴や食事等のサービス提供に要した経費に対する生活介護、一般企業等での就労が困難な人に対して働く場所の提供をするとともに、知識や能力の向上のための訓練を行う就労継続支援、夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活の援助を行う共同生活援助等に対する給付が主なものであります。

68ページ、69ページをお願いします。4目老人医療費は、18節負担金補助及び交付金の青森県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金と27節繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金であります。

5目老人福祉対策費は、敬老会の代替事業に要した費用や介護保険特別会計への繰出金などの経費であります。令和3年度の敬老会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止し、その代替として75歳以上の対象者の方2,361人に対して記念品を送付したところであります。

12節委託料の高齢者等在宅支援事業委託料は、高齢者等の日常生活を支援するための外出支援サービスや除雪支援サービスを社会福祉協議会への委託により実施したものであります。内訳といたしましては、外出支援サービス事業が292万2,000円で、利用者92人、延べ1,693回の送迎サービスを実施したものであります。また、除雪支援

サービス事業が19万円で、66世帯に延べ186回の除雪サービスを提供したものであります。

13節使用料及び賃借料は、避難行動要支援者管理システム借上料でございます。避難行動要支援者管理システムは、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、避難することが困難な方が安全に避難することができるよう導入されているものであります。登録者は32名となっております。

18節負担金補助及び交付金は、単位老人クラブ補助金76万4,000円と、独り暮らし高齢者等への緊急時の対応を強化するため社会福祉協議会へ交付している緊急通報装置維持管理事業費補助金55万円が主なものとなっております。

19節扶助費は、養護老人ホーム入所者3名分の措置費であります。

27節繰出金は、介護保険特別会計への繰出金でございます。

6目老人福祉センター費は、老人の憩いの場を提供しております老人福祉センターの維持管理費であります。入浴利用者は、年間1万4,288人、1日平均62人の利用がありました。

70ページ、71ページをお願いいたします。7目総合福祉センター費は、ふくじゅそうの維持管理費でございます。乳幼児やその保護者、障害者や高齢者等の活動の場として幅広く利用されております。年間の利用者数は6,290人でありました。

2項1目児童福祉総務費は、委員報酬や子ども医療費の支給が主なものであります。また、病後児保育施設ジャブに係る費用も含まれており、1節会計年度任用職員報酬、2節会計年度任用職員給料、3節会計年度任用職員期末手当、通勤手当は、保育士、看護師に係る人件費であります。

10節需用費の電気料、水道料、病後児保育施設修繕費、保育材料費等、11節役務費の会計年度任用職員社会保険料、火災保険料等、13節使用料及び賃借料は、ジャブの運営に要した経費であります。

17節備品購入費は、町内の保育園、児童館で使用する新型コロナウイルス感染症対策のための機材を購入したものであります。

18節負担金補助及び交付金であります。出産祝金から中学校卒業・高校入学祝金は、3人以上のお子さんのいる子育て世帯の経済的負担を軽減するために支給した子育てサポート祝金であります。出産祝金は30人に、小学校入学祝金が7人、中学校入学祝金9人、中学校卒業・高校入学祝金は9人にそれぞれ支給いたしました。

74ページ、75ページをお願いいたします。子育て世帯生活支援特別給付金705万円は、低所得の子育て世帯の生活支援のため、独り親世帯以外の住民税非課税世帯に対して、児童1人につき5万円を支給したものであります。対象児童数は141人でありました。新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金は、国の補助事業を活用し、町内の保育所、認定こども園に対し、感染対策等の物品購入に要した費用を補助したものであります。子育て世帯臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、18歳以下の児童がいる世帯の児童1人につき10万円を支給したものであります。対象児童数は1,088人でありました。

19節扶助費のひとり親家庭医療費は、保護者109人、子供166人を対象に、子ども医療費は、高校生等18歳までの子供の入院、通院費を844人、延べ1万1,031件を支給したものであります。

2目児童措置費は、保育所、認定こども園の利用に関する委託料と施設型給付費が主なものであります。

12節委託料の延長保育事業委託料は、所定時間を超えて保育を行う延長保育を実施し、仕事と家庭を両立させるための支援の充実を図ったものであります。一時預かり

事業は、1号認定の子供を教育時間の前後も預かる幼稚園型一時預かりと、未就園児を預かる一般型一時預かりを実施し、仕事と家庭を両立させるための支援の充実を図ったものであります。地域子育て支援拠点事業委託料1,060万2,000円は、乳幼児や保護者の交流の場の提供、子育てに関する相談、情報提供をNPO法人子育て支援ネットゆりかごに委託して実施したものであります。児童手当システム改修委託料は、児童手当法及び児童手当法施行規則の一部改正に伴い、現況届の原則廃止及び高所得者への手当の支給が廃止されたことから、児童手当システムの改修を実施したものであります。

18節負担金補助及び交付金の保育士等処遇改善臨時特例交付金134万1,000円は、保育所や認定こども園に勤務する職員の処遇改善のため、収入を3%程度引き上げるために必要な経費を補助したものであります。

19節扶助費は、保育所、認定こども園の入所児童に対する給付費と児童手当が主なものであります。教育・保育施設副食費は、3歳児から5歳児の利用料完全無償化のために副食費を支給しているものであります。

76ページ、77ページをお願いします。3目絵本とお話の町づくり事業は、赤ちゃんへの絵本プレゼントが主なものであります。対象者は28人でありました。

4目斗川児童館、78ページ、79ページをお願いいたします。5目中央児童館費は、町立児童館の管理運営費であります。年度末の入所児童数は、斗川児童館が幼児5人、学童32人、中央児童館が児童105人となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、歳出、4款衛生費について説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

4款衛生費について補足説明申し上げます。

4款衛生費は、三戸町健康増進計画、健康さんのへ21に基づき、「助け合い笑顔で健康に暮らせるまち三戸」を目指し、健康づくり事業や環境整備事業等に要した経費でございます。

80、81ページをお開き願います。4款1項1目保健衛生総務費でございますが、健康推進課職員の人件費と事務に要した経費でございます。

10節需用費の消耗品費158万9,000円は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、希望者へ無償配付したPCR検査キットの購入費101万2,000円が主なものであります。PCR検査キットは、500キットを購入し、これまでに438キットを配付しております。17節備品購入費は、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として自宅待機となった方に貸与するためのパルスオキシメーター10台を購入したものであり、これまでの貸出実績は11件となっております。

82、83ページをお開き願います。2目予防事業費は、各種予防接種等に要した費用

と新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に要した費用でございます。2節給料は、新型コロナウイルスワクチン接種の事務を補助するために任用した会計年度任用職員延べ5人分の給料でございます。7節報償費の謝金356万7,000円は、新型コロナウイルスワクチンの休日接種等における医師、看護師への謝金であります。10節需用費は、新型コロナウイルスワクチンの接種会場で使用する衛生用品や事務用品などの購入と、接種券や予診票などの作成に要した費用であります。11節役務費の郵便料224万8,000円は、新型コロナウイルスワクチンの接種券送付に係る郵便料が主なものであります。12節委託料のうち、1行目の日本脳炎予防接種委託料から16行目のロタウイルス予防接種委託料までは、各種予防接種に要した費用であり、医療機関へ委託し、実施したものであります。6行目のインフルエンザ予防接種委託料595万9,000円は、高齢者の健康維持の一環として2,586人へ予防接種を行ったものであります。インフルエンザ予防接種は、65歳以上の高齢者と60歳から64歳までの身体障害者手帳1級程度の内部障害等がある方を対象とし、自己負担1,000円で接種できるよう助成を行ったものであります。中段にあります子どもインフルエンザ予防接種委託料197万6,000円は、インフルエンザの蔓延防止と子育て世代の経済的負担軽減を目的として、618人へ予防接種を行ったものであります。子どもインフルエンザ予防接種は、1歳から18歳までを対象とし、1回につき1,000円で接種できるよう助成を行ったものであります。3行下の健康管理システム改修委託料158万4,000円は、ロタウイルス及び新型インフルエンザウイルス予防接種に関する情報連携体制の整備とともに、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に対応するため、既存の健康管理システムの改修を行ったものであります。次の新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務委託料1,773万3,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種に関する相談及び予約受付に対応するために開設したコールセンターの業務委託に要した経費であります。下から3行目の新型コロナウイルスワクチン接種委託料1,315万4,000円は、令和3年度中に実施した1回目から3回目までの新型コロナウイルスワクチン接種に係る個別接種の委託料であります。その下の新型コロナウイルスワクチン接種に係る医師等派遣委託料1,310万6,000円は、新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場等への医師、看護師及び事務員の派遣に要した費用であります。

84、85ページをお開き願います。13節使用料及び賃借料の新型コロナウイルスワクチン接種に係る自動車借上料は、医療機関や接種会場へのワクチン搬送及び職員の移動など、新型コロナウイルスワクチン接種業務に使用するための自動車のレンタルに要した費用であります。17節備品購入費53万6,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種会場で使用するワゴンや車椅子、非接触式体温計などを購入したものであります。18節新型コロナウイルスワクチン接種に係るコミュニティバス利用助成金15万1,000円は、自家用車などの移動手段を持たない高齢者の方が公共交通機関により接種会場へ行けるように交付した100円バス無料券の利用料であります。利用率は1割ほどであります。高齢者の接種率向上につながったものと考えております。

3目母子保健事業費は、健全な母性、次世代の健康づくりを基本目標として実施した母子保健事業に要した経費でございます。主なものは、12節委託料の乳幼児健康診査委託料51万8,000円と妊婦健康診査委託料283万9,000円であります。同じく12節の下から2行目、母子健康包括支援センター業務委託料42万4,000円は、妊産婦の産前産後における一貫した支援を実施するため、業務委託により助産師1名を配置したものであります。その下の産婦健診委託料18万2,000円は、産後間もない妊婦の心身の健康保持や産後鬱の予防など、出産後の切れ目のない支援のため産婦健診の費用を助成したものであります。産婦健診委託事業は、新規事業として実施したもので、産後8週間以内の産婦に対して、1回につき5,000円を上限に1人2回まで受診できるよ

う助成を行ったものであります。

86、87ページをお開き願います。4目健康増進事業費は、健診事業等に要した経費でございます。12節委託料の健康管理システム改修委託料316万8,000円は、健診結果等の様式の標準化及び情報連携に対応するため、既存の健康管理システムの改修を行ったものであります。2行下の成人病検診委託料940万7,000円は、各種がん検診等を実施したものでございます。また、大腸がん検診未受診者対策事業委託料39万6,000円は、大腸がん検診の受診機会を拡充し受診率の向上を図るため、対象者381人に検査キットを送付したものであります。

5目環境衛生費は、町内の環境保全に要した経費でございます。環境衛生費の主なものは、18節葬祭場負担金3,637万8,000円、八戸圏域水道企業団負担金24万円の一部事務組合等に対する負担金のほか、浄化槽設置整備事業費補助金466万9,000円でございます。浄化槽設置整備事業費補助金は、5人槽が7基、7人槽が5基、計12基分の設置補助金でございます。

27節繰出金2,196万円は、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢、沼ノ久保の7地区の簡易水道施設による給水事業の維持管理等に要した町営簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

6目病院費は、三戸中央病院特別会計への繰出金でございます。

2項1目塵芥処理費は、ごみ収集等に要した経費とごみ処理施設負担金が主なものであります。

88、89ページをお開き願います。12節ごみ収集委託料4,635万6,000円は、一般家庭ごみや資源ごみなどの収集に要した費用でございます。

18節負担金補助及び交付金の主なものは、三戸地区環境整備事務組合に対するごみ処理施設負担金1億3,375万6,000円と同組合を構成している田子町と南部町に対するごみ処理施設負担金798万2,000円でございます。

2目し尿処理費のし尿処理施設負担金5,703万4,000円は、三戸地区環境整備事務組合に対する負担金でございます。

以上で4款衛生費の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、歳出、5款労働費について説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

5款労働費について補足説明申し上げます。

88ページ、89ページをお願いします。5款1項1目勤労青少年ホーム費は、支出総額46万円であり、燃料費、水道料等の施設管理費であります。勤労青少年ホームの運営は、平成25年度から利用者の受付を中央公民館で行うことにより、運営の効率化を図っております。勤労青少年ホームの利用は、バンドや軽音楽サークルの練習場としての音楽室の利用が主なものであり、令和3年度の利用者は、利用回数43回で、利用

者数は延べ154人でありました。また、平成23年度からは、1階の調理室や2階の体育室を障害者自立支援のための施設であります三戸町地域活動支援センター憩いの森あすもこっぴ活動場所として使用していただいております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、歳出、6款農林水産業費について説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（極檀 浩君）

6款農林水産業費の決算につきまして補足説明を申し上げます。

令和3年度における農作物の生育につきましては、春先はおおむね好天で経過したものの、4月上中旬の降霜、6月の干ばつ、9月の長雨など、農業生産にとっては厳しい環境でありました。

水稻につきましては、南部・下北地方の作況指数が100となり、昨年の105を下回る結果となりました。八戸農協管内の1等米比率は、気象条件によるものと思われる胴割れ粒やカメムシによる着色粒が見られ、84.4%でありました。

野菜につきましては、天候不順の影響により、全体的に生育不良や収量低下が見られ、収量、品質ともに平年を下回る結果となりました。

果樹につきましては、4月上中旬の度重なる降霜により結実量が少ない園地が見られました。桜桃は降霜の影響を受け、プラム、桃については天候不順により、収量、品質低下が心配されました。また、リンゴにつきましても降霜によるさび果、変形果、9月以降の長雨による生理障害等、厳しい栽培環境となり、収量低下が見られました。

販売面では、米穀の60キログラム当たりの概算金目安が前年に比べ3,400円の大幅な下落となり、大きな打撃を受けました。野菜についても、需要期における新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の発動などから業務需要が減少し、厳しい販売環境となりました。果樹については、他産地の収穫量の減少や品質の低下により引き合いが強く、順調な販売となりました。花卉は、春先は低単価でのスタートでありましたが、徐々に単価が安定し、好調な販売となりました。畜産では、前年に比べて販売価格に復調傾向が見られ、需要の高まりなどもあり、全体的に収量、販売価格ともに良好に推移したところであります。

それでは、88、89ページをお開き願ひます。6款1項1目農業委員会費は、農業委員14名及び農地利用最適化推進委員12名の活動費であります。農業委員会では、担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止解消など、農地利用の最適化を中心に農地法に基づく農地の売買や貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を行っております。

1節報酬239万1,000円は、農業委員会総会、現地確認及び農地パトロールにおける報酬であります。

90、91ページをお開き願ひます。12節委託料16万5,000円は、農地台帳システムの

保守維持管理に係る委託料であります。

18節負担金補助及び交付金46万8,000円は、県農業会議負担金36万円が主なものであります。

2目農業総務費は、農林課職員の人件費と各集会施設等の維持管理費が主なものであります。

2節給料から4節共済費は、職員6名分の人件費であります。

10節需用費から13節使用料及び賃借料は、各地域に設置している9つの集会施設のほか、SAN・SUN産直ひろば研修館及び農産物加工センター等の維持管理に要した経費であります。

92、93ページをお開き願います。3目農業振興費は、当町の農業振興に要した経費で、各団体への負担金補助及び交付金が主なものであります。

17節備品購入費は、農作業での体への負担を軽減するため、上腕アシストスーツTasKiを6台購入し、希望する農家へ貸出しを実施したものです。

18節負担金補助及び交付金の補助金につきまして、主な事業をご説明いたします。葉たばこ生産環境改善事業費補助金700万円は、立ち枯れ病を防ぐための薬剤購入費及び生分解マルチの購入費を補助したものであります。農業用水路管理事業補助金127万2,000円は、農業用水路延長7万8,792メートルの維持管理のため、三戸土地改良区に対して補助したものであります。経営所得安定対策推進事業費補助金117万7,000円は、三戸町農業再生協議会が行う米の生産調整、水田フル活用に係る説明会や現地調査などの事務費に対する補助であります。農業レベルアップ事業費補助金90万4,000円は、認定農業者などが農業所得の向上を目的に導入した設備、機械の購入費や販路拡大活動の実施などに要する経費に補助したもので、機械購入9件、パンフレットの原案作成1件、新市場開拓1件に対して補助したものであります。鳥獣対策総合事業費補助金234万1,000円は、三戸町有害鳥獣被害対策協議会に対する補助であり、三戸町鳥獣被害対策実施隊が行う有害鳥獣の捕獲、追い払い等に要する経費や狩猟免許取得経費等に対する補助であります。令和3年度の捕獲実績は、ツキノワグマ4頭、タヌキ1頭、カラス類43羽、ハクビシン10頭でありました。農業次世代人材投資事業費補助金225万円は、農業を始めてから経営が安定するまでの間、最長5年間交付される経営開始型の給付金であり、新規就農者2経営体に交付したものであります。農業経営発展支援事業費補助金174万円は、新規就農者が就農する際に必要な経費に対する補助で、新規就農者2経営体に交付したものであります。米価下落緊急支援対策給付金1,641万4,000円は、60キログラム当たりの概算金目安が前年に比べ3,400円の大幅な下落となったことを受け、主食用米生産農家の農業経営の負担の軽減と米の生産継続を図ることを目的として、10アール当たり5,000円の給付を米生産農家334名にしたものであります。

交付金のうち、中山間地域等直接支払交付金1億1,105万7,000円は、中山間地域において将来にわたり農業や集落を維持していくための交付金として、対象農地面積約753ヘクタール、28の集落協定に交付したものであります。多面的機能支払交付金900万9,000円は、農業の持つ多面的機能を維持、発揮するための共同活動に対する交付金として、対象農地約288ヘクタール、8つの活動組織に交付したものであります。前年度繰越明許分、三戸町営農集団等経営継続事業費補助金3,374万7,000円は、泉山農業組合のリンゴ冷蔵庫の改修工事に対する補助であります。

94、95ページをお開き願います。4目果樹生産振興対策費は、果樹の生産振興に要した経費で、負担金補助及び交付金が主なものであります。

12節委託料37万4,000円は、青森県りんご協会が行う地域の中核的役割を担うリン

ゴ青年を養成する基幹青年養成事業に2名を派遣し、地域農業の担い手となる人材育成に努めたものです。

18節負担金補助及び交付金の特産果樹産地育成ブランド確立事業費補助金25万6,000円は、桜桃の雨よけハウスのビニール巻上機1基の設営に要する経費に対して補助したものであります。果樹生産省力化設備整備事業費補助金250万円は、防除作業の効率化を図るために導入するスピードスプレーヤー1台に対する補助であります。

5目畜産費は、畜産振興及び町営牧野の管理に要した経費が主なものであります。

10節需用費の肥料代249万9,000円は、町営牧野約20ヘクタールに散布する草地用複合肥料及び土壌改良剤の購入費であります。

18節、負担金補助及び交付金の田子高原広域事務組合負担金165万1,000円は、広域事務組合の議会運営費、牧野管理費、公債費に対する負担金であります。

6目土地改良総務費は、農道の維持管理に要する経費が主なものであります。

12節委託料121万円は、農業用ため池浸水想定区域図作成に係る委託料であります。

15節原材料費58万1,000円は、大雨等により洗掘された農道の補修用碎石の購入費であります。

7目県営土地改良事業費は、県営土地改良事業に要した経費が主なものであります。

96、97ページをお開き願います。13節使用料及び賃借料の中山間地域総合整備事業土地借上料22万1,000円は、杉沢地区及び大平地区の農用排水及び集落排水の整備用地の借り上げに要した経費であります。

16節公有財産購入費439万2,000円は、大平地区、杉沢地区、清座久保荒田地区の農用排水、集落道整備用地の購入に要した経費であります。

18節負担金補助及び交付金の中山間地域総合整備事業負担金2,880万円は、梅内地区の農道整備、留崎地区ほか1か所の集落道整備のほか、3地区の集落排水整備及び農用排水整備に係る用地買収、支障物件の補償に要した事業費への負担金であります。ため池等整備事業負担金126万円は、同心町地区ため池整備事業として実施した同心町地区農業用排水施設整備に係る負担金であります。

21節補償補填及び賠償金の農道等改良舗装工事支障物件補償費957万9,000円は、大平地区ほか2地区の集落道、農業用排水施設整備等に係る支障物件の補償に要した経費であります。

8目農村環境改善センター費及び9目基幹集落センター費は、両施設の維持管理に要する経費であります。施設の利用状況は、斗川地区の農村環境改善センターが127件で、延べ2261人、猿辺地区の基幹集落センターが68件で、延べ1,968人であります。

98、99ページをお開き願います。2項林業費は、森林の有する機能を総合的に発揮させるために実施する森林施業や森林資源の維持造成に要した経費であります。

1目林業総務費は、町有林の維持管理経費が主なものであります。

2節給料から4節共済費は、職員1名分の人件費であります。

11節109万1,000円は、町有林4か所、約276ヘクタール分の森林保険料であります。

12節委託料760万6,000円は、令和元年度に三八地方森林組合と締結した森づくり協定に基づいて整備を進める貝守深山地区の町有林整備に係る委託料で、令和3年度は下刈り作業7.64ヘクタール、皆伐作業8.78ヘクタールを実施したものであります。

17節備品購入費201万4,000円は、森林や林道の現況確認等に使用する巡回用の自動車購入費であります。

2目林業振興費は、林業の振興に要した経費であります。

13節使用料及び賃借料、重機借上料199万6,000円は、森林環境譲与税を活用して、

大雨などにより荒廃した林道の再整備に要した経費であります。

100、101ページをお開き願います。18節負担金補助及び交付金、森林整備事業費補助金200万円は、優良な木材と健全な森林の維持造成を図るために実施した造林、間伐、枝払い等に対する補助金であり、約34.46ヘクタールを整備したものであります。木の駅プロジェクト事業費補助金30万円は、森林に残され、利用されていない間伐材等の有効活用を通じた森林整備と、地域通貨券による地域活性化を図る取組に対して補助したものであります。

3項水産業費は、熊原川における資源の増強や環境の保全管理などに要した経費であります。

1目水産業振興費は、水産業の振興に要する経費であります。

18節負担金補助及び交付金、稚魚放流事業費補助金30万円は、河川の資源増強を図るため実施したアユ、イワナ等の稚魚放流に対する補助金であります。放流した内容は、アユ9,500尾、イワナ2万4,500尾、ヤマメ2万尾、サクラマス5,000尾であります。

以上で6款農林水産業費の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

澤田委員。

○澤田 道憲委員

91ページの2目農業総務費の3節職員手当ですが、予備費から20万円充当しているが、なぜ必要になったのか。職員手当については、当初予算見込みで分かっているものと思うが、その理由をお伺いたします。

それと、97ページ、7目の県営土地改良事業費、13節使用料及び賃借料の不用額の183万九千何がしが出ておりますが、その理由は何か。その2点をお伺いたします。

○建設課長（齋藤 優君）

ただいまの質問の2点目の使用料及び賃借料の中山間地域総合整備事業土地借上料の部分で、不用額が183万9,000円出ている理由ということでございますが、この決算書の中の一番下にある中山間地域総合整備事業土地借上料22万1,000円、ここの部分の当初の予算は、県から示されている土地の借上料として見込んでいた当初予算が200万円でした。事業を進めていく間に、今回土地の借り上げに必要な部分の経費が22万1,000円だったということで不用額が出ているということでございます。

以上です。

○農林課長（極檀 浩君）

ただいまの人件費のところの質問でございます。3年度、鳥インフルエンザ、こちら発生しまして、それに対する時間外等へ回したということになります。

以上でございます。

○澤田 道憲委員

了解いたしました。

それでは、同じく97ページですけれども、21節の補償補填及び賠償金の不用額、806万二千何がしの不用額が出ているのですけれども、そうすると結構、いわゆる先ほど

聞いた不用額183万9,000円とか、今の21節の補償補填の関係の不用額も806万2,971円出ているのですが、結構多額な金額ですので、これについては補正を組んで、事業の推進に使ってもいいのではないかなと思うのですが、その辺はどう考えているかお聞きします。

○建設課長（齋藤 優君）

県営土地改良事業費で出ている不用額を別の事業に活用できないのかというご質問だと思いますけれども、この経営土地改良事業に関しましては全て県が行う事業でございます。財源も県が持つというもので、町が負担するものは、年度の事業費の15%の部分を町が負担しているということでございまして、そのほかの例えば支障物件の補償だったりとか、その後の農道の用地の購入だったりとか、そういった経費は一旦町でお支払いはいたしますけれども、全て県から収入というか、県からまた入ってくるという性質のものでございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

○澤田 道憲委員

さっきの説明は了解しましたが、そうすると21節の補償補填の場合の806万二千何円がしについては、補正予算を組んでもいいのではないかなと思いますが、その辺はどうなのですか。

○建設課長（齋藤 優君）

令和3年度の事業の確定というものがございまして、それが県のほうから報告が来るのが3月の議会以降ということになります。ということになりまして、3月議会での補正で減額をするということがちょっと難しい案件であるということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、歳出、7款商工費について説明を求めます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

7款商工費について補足説明申し上げます。

100、101ページをお開き願います。7款1項1目商工業振興費でございます。この目は、商工業及び物産の振興に係る経費でございます。

10節需用費と11節役務費は、新型コロナウイルス感染症対策の持続化支援金事業、さんのへ応援商品券交付事業等の商品券やポスターの印刷、チラシの新聞折り込み等に要した経費が主なものです。

12節委託料の買物弱者対策支援事業委託料130万円は、三戸町社会福祉協議会に委託して実施したもので、重い荷物を運んだり買物に行くことが困難な買物弱者と呼ば

れる方々に対し商品をお届けするサービスで、登録者は4人、延べ78回の訪問実績がございました。

18節負担金補助及び交付金の補助金欄の三戸町商工会補助金450万円は、三戸町商工会が町の商工業振興のために実施した事業に対し交付したもので、前年度と同額となっております。

102、103ページをお開き願います。商店街にぎわいづくり事業費補助金130万円は、町の学校が商店街活性化やにぎわいづくりのため実施した100縁勝店街事業、達人工房事業、高齢者支援等に要した経費に対し交付したものでございます。

次に、プレミアム付商品券発行事業費補助金498万2,000円は、地域経済の回復及び消費活動の活性化を図るため昨年10月から翌年2月まで実施したもので、5,000円分の商品券を4,000円で購入できるプレミアム率25%の商品券の発行に係る経費を交付したものです。空き店舗活用事業費補助金150万円は、新規創業のため町内の空き店舗を活用した2事業者に対し、新規事業者に100万円、既存事業者に50万円を交付したものでございます。

続いて、商工業パワーアップ事業費補助金は、前年度までの同等の事業を見直し、新規事業として取り組んだもので、町商工業のより一層の活性化を図ることを目的に実施する事業に対し、補助率3分の2で補助金を交付したものです。3つの対象事業のうち、補助上限20万円の販路拡大事業はゼロ件、同じく上限20万円の店舗改修事業は6件、上限2万円の11ぴきのねこ活用事業11件に交付したものです。事業者持続化支援金141万8,000円は、全事業者を対象に、令和3年3月から6月までの連続する2か月間の売上げが前年または前々年比20%以上減少した事業者に15万円を上限に支給したもので、件数は13件ございました。その下にあります前年度繰越明許分の同支援金626万9,000円は、同じく全事業者を対象に、令和2年12月から令和3年2月までの期間の売上額が前年比30%以上減少した事業者に15万円を上限に支給したもので、件数は46件ございました。その下のさんのへ応援商品券交付事業費補助金2,766万2,000円は、令和3年3月から6月末にかけて実施したもので、町民1人につき2,000円分の共通券と1,000円分の飲食店専用券の計3,000円分の商品券の配布に要した経費を三戸町商工会に交付したものです。対象者9,669人に対し、商品券換金枚数は5万4,777枚、換金率は94.4%でした。

2目観光費に移ります。この目は、町の観光振興に要した経費でございます。観光PRや城山公園、金洗沢公園、関根ふれあい公園、おまつり広場等の整備や管理運営に係る経費が主なるものでございます。

7節報償費の観光ガイド育成講座講師謝金及び8節旅費の費用弁償は、来町する観光客へのおもてなし力の向上を目指し開催した観光ガイド育成講座の第1回目の講師に係る経費で、講座は全5回、参加者は実人数で12人、延べ38人に参加していただきました。この中から一人でも多く観光ガイドとして活動できるよう応援していきたいと考えております。

12節委託料の業務委託料975万4,000円は、城山公園、金洗沢公園、関根ふれあい公園、藤子ふれあい公園、おまつり広場等の管理を三戸町社会福祉協議会に委託して行っているもので、4人体制で業務を行っております。下から4行目の城山公園清掃委託料105万4,000円は、さんのへ春まつり開催前の集中清掃を行うために要した経費でございます。三戸町シルバー人材センターへの委託により実施しております。その下の城山公園ライトアップ委託料15万5,000円は、桜の開花に合わせ、4月17日から5月5日までの春まつり期間中に実施した城山公園標本木やイベント広場のライトアップに要した経費でございます。

13節委託料及び賃借料の土地借上料94万6,000円は、国史跡指定を機にさらなる環境整備の強化を図るため、境内地の芝生の部分や日本庭園、その他通路などを追加し、糠部神社所有地一帯を借り上げることとしたものでございます。

104、105ページをお開き願います。14節工事請負費では、おまつり広場ステージ補修や屋根の塗装に123万2,000円、石畳風舗装の改修工事820万7,000円及び公衆トイレの自動水栓化工事55万円を実施しております。また、関根ふれあい公園公衆トイレ工事請負費1,772万9,000円は、全てのトイレを洋式化した新築工事に係る経費で、バリアフリートイレにはベビーチェアやおむつ交換台を備えており、快適かつ利便性が向上しております。次の城山公園イベントステージシャッター撤去工事請負費92万4,000円は、今年3月末に故障したシャッターの撤去に要した経費でございます。突然降下してくる可能性があったため、春まつりイベント前に撤去したものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金の中段にあります三町観光推進事業負担金13万円は、南部町、田子町、三戸町で整備した三町合同観光看板を更新するための三戸町負担分となります。南部町民体育館、チェリーセンター、ガーリックセンター、道の駅さんのへに設置されています。観光推進事業費補助金538万2,000円は、三戸町観光協会に対し支出したもので、新型コロナウイルス感染症の影響で2年連続でさんのへ秋まつりは中止となりましたが、さんのへ春まつりや観光振興、組織体制強化などの事業に係る経費に対し補助したものでございます。その下の秋の城山公園ライトアップ事業費補助金140万円は、中止となったさんのへ秋まつりの代替事業として、10月30日から11月14日まで実施した糠部神社境内地、鶴池亀池周辺のライトアップに要した経費に補助したものです。城山公園の新しい魅力発見につながり、秋の城山公園の活性化や観光客の誘致、集客につながっています。次のさんのへ秋まつり山車組等持続化支援金72万円は、伝統の継承及び次年度に向けた秋まつりの準備に要する経費に対し、山車組7団体に各10万円を、斗内獅子舞保存会に2万円を支給したものでございます。

次に、3目道の駅管理費でございます。この目は、道の駅さんのへの管理運営に要した経費でございます。

12節委託料の道の駅さんのへ指定管理料666万8,000円は、平成26年度から導入しております指定管理に係る管理料で、前年度と同額となっております。指定管理期間は、令和6年3月31日までの5年間となっております。

14節工事請負費、階段改良工事請負費78万1,000円は、パークゴルフ場に面した町道に接している階段の安全性を確保するため、中段に踊り場を設置するために要した経費でございます。

以上で7款商工費の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

栗谷川委員。

○栗谷川 柳子委員

105ページの7款のイベントステージシャッター撤去工事請負費というところは、ステージシャッター再設置というのと関係しているのですか。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

昨日補正予算に計上させていただきましたシャッターの再設置の工事請負費分にな

りますが、先ほど決算でご説明したものが、3月末にそのシャッターが故障いたしましたので、すぐに直すことも考えたのですが、部品の手配だとか、撤去して設置となりますと、入札等もあれば時間もかかるということから、まず先に令和3年度の予算流用をさせていただきまして、撤去の工事を行ったものでございます。

その理由といたしましては、途中で止まっていて動かなくなってしまったもので、突然落下してくる可能性も否定できないということから、先に撤去だけをして、春まつりイベントを控えておりましたので、そちらのほうだけを先にまずやったということで、今はイベント等も落ち着き、今後利用者のほうも少なくなるというこの時期を見て、9月補正で再設置というものの予算を計上させていただいたものでございます。以上です。

○山田 将之委員

101ページ、7款1項1目12節の委託料、飲食店ポータルサイト保守業務委託料について質問いたします。

このポータルサイト、もともとはインターネットを介して注文を受けるようなシステムでの予定をしていたものが、インターネット注文の対応が難しいということで、町内の飲食店を紹介するホームページということになったと記憶していますが、現在特に更新等もされていないように見受けられます。どのように活用されているのか伺います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

飲食店ポータルサイト保守業務の件でのご質問かと思えます。こちらのほうは、昨年度ご質問のほうもいただいておまして、趣旨といたしましては、新型コロナウイルスの影響で低迷した飲食店の支援ということで、テークアウトのサービスを実施していけるようにということで整備したものでしたが、そちらがかなわずに、ホームページのほうで飲食店の紹介ということにとどまっているものでございます。更新のほうは、しばらくちょっと更新のほうがされておられませんけれども、今後予定はしてございました。

なお、令和3年度のPV数のほうは8,598件となっております。

以上でございます。

○山田 将之委員

更新のほうを予定しているということだったので、この保守業務委託料ですので、毎年かかっていく金額であると思えますので、ぜひ活用されればなと思えます。このホームページ立ち上げ以降にオープンした店舗も数件あるし、店舗によっては新たなメニュー等も追加されているところもあるかと思えますので、そういったところも紹介して、飲食店のほうが盛り上がるような取組になればなと思えます。答弁はオーケーです。

○千葉 有子委員

103ページ、7款1目18節さんのへ応援商品券交付事業のことでお聞きします。

町民1人3,000円の応援商品券で、先ほど94.4%の利用率とお聞きしましたが、5.6%の方へは届かなかったのでしょうか。その理由が分かっているのか。追跡調査などはしないのか。といいますのは、郵送で来て、私の認識ですと、通常の郵便配達の方でなくて、応援商品券専門の方の配達であったと思えます。これは確認したいので

すけれども、手渡しの配達なので、何か留守のときは2回まで配達してくれる。1回目に不在票を渡すと、不在者の人がいっぱいになって配達が大変だからというのをちょっとお聞きしたのですが、2回来て、いらっしゃらないときは不在者の伝票で役場に取りに来ると聞いていますが、そのとおりであるのか。この前のときだったのですけれども、ずっと待っていた方から、来ないという、うちに来ないのだよということで、ちょっと役場に聞き合わせて、役場に行って、その方は頂いたのですが、この5.6%の方に届かなかったことへの、こういうことで届かなくてあれですよというのが分かるのか、配達のことに関して、これで、私の認識でいいのかお知らせください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

さんのへ応援商品券、こちらの郵送に当たりましては、簡易郵便でお届けをしております。簡易郵便は、直接お手元に手渡しができる、記録が残るということで採用しているものでございまして、1回目はもしお留守であっても、2回とか、複数回訪問をしていただいて、それでもいらっしゃらない場合には不在票というものをポストに入れているようでございます。それには保管の期間というのが書いてありますので、その期間までであれば郵便局で保管をし、手続は郵便局に行ってください。その保管期間を過ぎますと町のほうに来ますので、その案内等は、例えば入院をしてしばらく会えなかったとか、そういう場合には不在票を、まずもって郵便局にて役場のほうにありますとか、そういうふうなご案内がされますので、まだもらっていない方というのは、恐らくずっと不在票がポストに入っているのではないかというふうにご考えております。

対象人数が9,669人に対しまして、受け取った方というのは9,541人、約100人ぐらいいは受けとっていないというものでございます。これは、中には住所だけこちらのほうに置いている場合であるとか、もしくは中には施設のほうに入っていたとしても、そのご家族の方であるとか、あとは施設の方とかというのでまず取りに来ていただいておりますが、100%には実際ならないかなど。プラス、手元にあった商品券、3,000円であっても、全てを使わなかった方もいらっしゃるようですので、換金率というのは94.4%というふうになってございました。

以上でございます。

○千葉 有子委員

受け取っていなかった方が100人ぐらいいらっしゃるということで、応援券を渡すときに、郵便局の方が配達に行きますよと、2度ほど伺いますけれども、不在者票で連絡します……でも、それは見ないと分からないですものね。承知いたしました。

○藤原 文雄委員

105ページの18節の負担金のことについてちょっとお伺いします。

負担金について様々負担している部分がありますけれども、その中で金額がちょっと多いもの、県観光連盟への負担金、V I S I Tはちのへ圏域の負担金、その下の迷ヶ平自然休養林保護管理協議会への負担金、これらについて、具体的に内容と、どういった効果があったのかということをお知らせください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

3点のご質問でございます。県観光連盟負担金、この目的でございますけれども、

県観光連盟は青森県内の観光資源及び産業を総合的に紹介する、宣伝するとともに、観光客の誘致促進と受入れ態勢の推進を図り、もって本県の観光及び産業の振興に寄与することを目的とする社団法人でありまして、主な事業といたしましては、観光物産、郷土芸能及び産業の紹介及び宣伝、観光客の誘致促進、観光客受入れ態勢の推進、観光資源の調査研究、観光関係団体等との連携及び情報交換、青森県観光物産館の管理運営を行っているもので、それに対する事業の負担金というものでございます。

続いて、V I S I Tはちのへ圏域町村負担金でございます。平成31年4月に八戸市の物産協会、八戸観光コンベンション協会、八戸地域地場産業振興センター、八戸広域観光推進協議会が統合して、一般財団法人のV I S I Tはちのへが設立されております。令和元年度分からの負担金というものが、平成30年度まで負担しておりました八戸観光推進協議会の30万円と八戸地域地場産業振興センター負担金13万円を合算した額となっております。

続いて、迷ヶ平自然休養林保護管理協議会負担金でございます。会員数が13団体となっております。迷ヶ平の森林観光開発協議会が解散した後、協議会のほうが存続しておりまして、トイレ、水道施設等の管理を行っているものに対する負担金でございます。

以上でございます。

○委員長（番屋 博光君）

まちづくり推進課長、効果については。内容と効果について。
暫時休憩します。

（午後 3時21分）

休 憩

（午後 3時23分）

○委員長（番屋 博光君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、県観光連盟及びV I S I Tはちのへでございますけれども、県観光連盟であれば県全体の誘客促進を図る活動、V I S I Tはちのへであれば圏域全体の誘客促進を図るための活動に対しまして負担金を払っているもので、町といたしましても、町への誘客促進、これの効果があるものと考えてございます。

また、迷ヶ平自然休養林の負担金のほうでございますけれども、これは十和利山の利用客のための刈り払い等の管理をしておりまして、利用者の利便性の向上に効果があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、歳出、8款土木費について説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

8款土木費の決算につきまして補足説明を申し上げます。

土木費は、町民皆様の生活や産業基盤となる町内の道路、橋梁の維持や新設改良、公園や町営住宅の維持管理を行うための経費でございます。

104ページ、105ページをお願いいたします。1項1目道路河川総務費の2節給料から106ページ、107ページをお願いいたします。4節共済費までは、建設課職員7名分の人件費でございます。

12節委託料52万5,000円と13節使用料及び賃借料の39万3,000円は、土木工事の積算に用いておりますシステムの保守と借りに要した経費が主なものでございます。

18節負担金補助及び交付金の急傾斜地崩壊対策事業負担金500万円は、令和3年度分の県営鬻田地区急傾斜地崩壊対策事業費1億円の5%分を町が負担したものでございます。防災ダム整備事業負担金95万5,000円は、夏坂ダム地区防災ダム事業5,900万円の市町村負担6%のうち、三戸町の負担分27%分を町が負担したものでございます。

2目道路維持費は、延長339メートルの町道や町内約2,400か所に設置しております街路灯の維持管理、建設課所有の車両の維持管理、道路補修に係る重機の借上げ、道路補修工事、道路維持補修材料の購入、除雪作業を行うための経費でございます。

10節需用費の消耗品197万1,000円は、融雪剤の購入に要した経費が主なものでございます。電気料910万2,000円は、街路灯の電気料金でございます。修繕費101万2,000円は、街路灯と建設課で管理する車両の修理に要した経費でございます。

12節委託料6,114万6,000円は、道路台帳の修正及び電子化、橋梁補修に係る調査設計、町が管理する道路の草刈り、通行の支障となる樹木の伐採などの道路維持作業に要した経費でございます。

108ページ、109ページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料の重機借上料997万1,000円は、町内42件の維持補修に要した経費でございます。LED街路灯借上料119万1,000円は、町内約2,400か所に設置している街路灯の借上げに要した経費でございます。除雪機借上料6,279万7,000円は、町内331路線約277キロメートルの除雪を行うため、建設業者12者の重機28台分の借上げに要した経費でございます。令和3年度の除雪稼働日数は12業者で66日でございます。

14節工事請負費9,190万8,000円は、町道舗装補修工事のほか、18件の道路補修、側溝入替え、路肩補修、のり面復旧などの道路維持工事、橋梁補修工事、防犯灯の移設・設置工事等に要した経費でございます。

110ページ、111ページをお願いいたします。15節原材料費の道路維持補修材料購入費237万円は、道路等の補修に必要な砕石、側溝等の資材購入に要した経費でございます。

17節備品購入費の公用車購入費200万7,000円は、簡易水道施設の日常点検及び漏水事故等による緊急対応に使用する車両を更新したものでございます。道路維持用備品購入費67万2,000円は、遠赤外線融雪装置、バッテリーチェーンソーの購入が主なものでございます。

18節負担金補助及び交付金の道路除雪活動報償金50万円は、町が管理する道路の除雪について、三戸町道路除雪活動報奨金交付要綱に基づき、除雪機やトラクターを活

用して除雪作業を行った2つの町内会に対しまして報償金を交付したものでございます。

3目道路新設改良費の14節工事請負費1,450万8,000円は、令和2年度から実施した町道葉ノ木谷地線道路改良工事の完成払金でございます。

21節補償補填及び賠償金の町道拡幅支障物件補償費237万6,000円は、町道関根1号線の拡幅において支障となる物件の補償に要した経費でございます。

2項都市計画費は、三戸都市計画区域1,779ヘクタールで、220ヘクタールの維持管理を行う経費でございます。

1目都市計画総務費、12節委託料の沖中児童公園維持管理業務委託料5万円は、元木平地区にある沖中児童公園の維持管理を元木平町内会に委託したものであり、その維持管理に要した経費でございます。

14節工事請負費の袴田農村公園遊具撤去工事請負費36万3,000円は、老朽化の著しい遊具の撤去に要した経費でございます。沖中児童公園施設整備工事請負費38万5,000円は、公園入り口の車止めの設置及びベンチ、滑り台等の整備に要した経費でございます。

112ページ、113ページをお願いいたします。27節繰出金1億3,013万8,000円は、三戸町下水道事業特別会計に繰り出したものでございます。

3項住宅費は、町営住宅11団地203戸を維持管理する経費が主なものでございます。

1目住宅管理費の2節給料から4節共済費までは、建設課職員2名分の人件費でございます。

10節需用費の修繕費229万5,000円は、町営住宅の屋根や外壁等の修理24件に要した経費でございます。

11節役務費の火災保険料21万1,000円は、町営住宅203戸分の火災保険料でございます。

14節工事請負費の箸木山住宅解体工事請負費115万5,000円は、住宅2棟の解体に要した経費でございます。

以上で8款土木費決算の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、歳出、9款消防費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

9款消防費につきまして補足説明申し上げます。

112ページ、113ページをお願いいたします。9款消防費、1項1日常備消防費でございますが、18節負担金補助及び交付金にあります八戸地域広域市町村圏事務組合負担金1億6,222万8,000円は、消防費と消防公債費の負担金であります。職員数は、広域事務組合全体で428人、三戸消防署は署長以下31人が配属されており、常時8人から9人が24時間体制で勤務をしております。三戸消防署における令和3年の町内出動

件数は、火災が5件、救急が416件、うちドクターヘリ要請は21件でありました。

114ページ、115ページをお願いいたします。2目非常備消防費で主なものは、1節報酬にありす消防団員報酬641万2,000円と7節報償費の報償金157万3,000円は、消防団本団及び分団に対する運営管理報償金と夜間巡回に対する報償金等であり、8節旅費の費用弁償265万9,000円は、団員の火災訓練などによる出動手当であります。団員数は、令和2年度427人であったものが令和3年度は418人と9人の減となっております。このうち女性団員は17名となっております。令和3年度の出動回数でございますが、火災3回、警戒7回、訓練9回、その他30回の合計49回、出動人員は延べ1,771人でありました。

10節需用費の電気料115万6,000円は、消防団屯所19施設の電気料であります。修繕費263万3,000円は、消防団車両及び屯所などの修繕に要した経費であります。

17節備品購入費の消防資機材購入費164万円は、団員の活動服、はんてん、防火衣、ホース、吸管などを購入したものであります。

18節負担金補助及び交付金の市町村総合事務組合負担金1,010万7,000円は、団員の活動費における公務災害補償及び退団時の退職報償負担金を当該事務組合に支払ったものであり、下から3行目の消防団員福祉共済掛金助成金117万3,000円は、団員のけがや疾病による入院や死亡時に見舞金を支給する共済制度への助成金であります。

3目災害対策費であります。17節備品購入費の無人航空機購入費148万9,000円は、ドローン3機を購入したものであり、災害時の情報収集のほか、平常時は観光やイベント、建造物の点検などに活用していくこととし、令和3年度は2回、令和4年度はこれまで4回の運行実績となっております。

116ページ、117ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の無人航空機飛行認定証取得研修受講負担金36万3,000円は、ドローン操縦に必要な認定取得のための研修に要した経費であり、職員3名が飛行認定を取得しております。

4目消防施設費、12節委託料は、第14分団屯所建設に伴う設計管理業務委託料161万2,000円であります。

14節工事請負費の第14分団屯所解体工事請負費368万円は、旧屯所の解体に要した経費であり、第14分団屯所新築工事請負費1,995万4,000円は、同じ敷地に屯所新築を行ったものであります。

以上で9款消防費の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

澤田委員。

○澤田 道憲委員

私から115ページの、先ほど説明しましたが、3目災害対策費の17節備品購入費、ドローンということで、3機購入したと。そして、免許取得が現在は3名ということで、3名で限定的にするのかどうかということと、今回大雨の際にそのドローンを使ったのかとか、災害時に利用したのかどうか、その辺もお聞きいたします。

それと、先ほどちょっと聞き漏らしたのですが、やはりドローンを使うに当たっての使用目的は、先ほど総務課長が説明したのをもう一度詳しくお願いしたいと思えます。いわゆるドローンを使う運用規定というのかな、そういうのもどうなのかなと。あとは、住民でそういうドローンの免許を持って、いや、公共的に使うからそれ貸してくれないかなということも考えられますので、その辺のきちっとした明文の規定が

あればいいのではないかなと思いますので、その辺も詳しく説明願いたいと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ドローンの使用目的ということでございます。先ほどの補足説明と重複しますけれども、申し上げます。

ドローンの購入をしておりますということでございます。ドローンの使用目的としては、災害時の情報収集、また平常時は観光やイベントなどの撮影、あと建物、建造物等の点検、例えば以前ですと旧北小学校の屋根が実は雨漏りしていたと。屋根の状況というのはなかなか見られませんので、どういうふうになっているかというところの確認をしたりとか、あと体育館の屋根とか、なかなか人が上れないところもありますので、そういったところでの活用をしております。

民間の方への貸出しということでございますが、まずドローンというのは免許というか、そういった資格を持っている方が対象になります。現在の運用としては、職員だけということになっております。飛行する場合に、計画書を作ったりとか、各種警察であるとかに届出が必要な場合もございます。そういったところが役場のほうでは代行できませんので、内部の職員だけという運用でやっております。あと万が一事故、人的事故でもありますけれども、人の家屋にぶつかって破損したとか、電線にぶつかったとか等々になると、その辺の責任等々の問題等も発生しますので、現段階ではお貸しはしていないということでございます。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

それでは、澤田委員のご質問のほうにお答えをさせていただきます。

まず、今回3年度におきまして、ドローンの免許のほうを職員3名のほうに取得をさせたということで、今後どうなのかということのご質問でございますけれども、今後、4年度も何名か取得させるような形で、現在のところ考えているところでございます。

あと災害時に、この間の雨の災害時に活用したかということのご質問についてでございますけれども、実際雨が降っている段階では使用はしませんでした。あと雨が上がりまして、土砂崩れとかの現場がありまして、そのときに確かにのり面のほうから土砂が崩れてきているという現場がありまして、その上のほうとかで、また次の雨とかで落ちそうな状況になっているかどうかというところの現場の検証とかにドローンのほうを活用させていただいたところでございます。

以上でございます。

○澤田 道憲委員

了解しました。

それで、ちょっと聞きたいのですが、ドローンというのは、高度とか、1回の飛ぶというのか、大体時間とか、どのくらいなものですか。参考までにお知らせいただければと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

時間ということでございますが、ただいま私、運航要綱というのを定めておりまして、それを基にお知らせをさせていただきます。

運航の禁止区域というところがあります。まず、航空法で法律で禁止区域に定めているのが空港周辺の区域となります。あと高さということでございますが、地上また

は水面から150メートル以上ということなので、150メートルの高さまでは、許可をいただければ飛ばせるということでございます。あと禁止区域にしているのが人口密集区域に指定されている上空ということになってございます。

飛行時間についてでございますが、それぞれの機械のバッテリーのもち方で変わります。あと電波の届く範囲、距離もでございます。役場にはないのですけれども、最大で10キロとか15キロくらい飛んで帰ってくるという機械もでございます。役場のやつはそこまではいっておりませんが、大体二、三時間くらいは飛ぶのかなということでございます。行って帰ってくるということですので。それで10キロくらい。

○澤田 道憲委員

ありがとうございました。分かりました。

○佐々木 和志委員

115ページ、2目備品購入費で、当初予算から不用額が出ているわけですが、毎年各分団から要望を受け、それに対しての備品を購入しているというやり方を取っているのですけれども、不用額が出ているということは、全ての分団の要望に100%応えた結果不用額が出ているという認識でよろしいですか。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

ただいまの佐々木委員のご質問にお答えをいたします。

毎年度、各分団から要望のほうをいただいております、ホースとか、そういったものに関してはある程度要望のほうにお応えして、配慮しているというところでございます。ただ、大きな備品等については、やはり要望に応えられない部分とか、ちょっと検討を要するものとかというものがありますので、全ての要望に答えているというわけではございませんので、今回の場合は、そこでも買えないものもあつたりしたので、不用額が出てしまったという状況になってございます。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

ホースとか、そういう単価の比較的安いものに関しては当然答えているとは思いますが、今おっしゃったある程度金額が張るようなものに関しては応えられないというのは、当初予算で187万円しか盛っていない中で、その中でそこまで答えていくというのは、この当初予算の額の規模の時点で、もうそれは無理なのではないかなというふうに思います。

常任委員会の中でも言いましたけれども、各分団が必要性和って要望している消防活動に必要な備品に関しては都度計画を立てて、2年、3年、時間かかってもいいので、答えていくというような対応をしていかないと、毎年毎年要望はするけれども、そろえられないというようなことが続くと思います。備品購入に関しては、その必要性、重要性というのをもう一回分団のほうと話し合う機会を持って対応していただければなというふうに思います。

また、備品に関しての知識がどうしても、ほかの、私、3分団出身なのですけれども、3分団の中では消防活動に関して新しい備品とかの情報というのはほとんど得られないというか、たまたま今回の大雨の現場に行って、他の分団が持っている様々なそういう備品を見る機会がありました。それは町のほうで用意したものではなく、各分団が自費でそろえたものだというふうに伺いましたけれども、とても役に立つとい

うか、効果的なものがありましたので、そういう情報を分団のほうに与えると、流すというようなことも同時にやっていただければなというふうに思います。まずもって、各分団と話し合っ、本当に必要なものが何かというのを精査するという作業をしていただきたいと思います。その点に関してもう一回お願いしたいと思います。

○防災危機管理室長（多賀 昭宏君）

ただいま佐々木委員のほうからお話ありましたとおりに、今後分団のほうにも、要望したものについての検討とか、町のほうで購入できるかどうかというものを含めて、分団のほうと話し合いを進めて、話し合いしていきたいというふうに思っております。また、新しい備品の情報等につきましても、提供できるものがあれば提供していきたいと考えております。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

そういう機会を設けていただけるということでありましたら、それは期待しておりますけれども、何分予算が絡むことでもあります。当然今の答弁からすれば、来年の当初予算に少なからず反映されるのではないかなという期待を込めて、私の質問を終わります。

○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

9月9日午前10時、決算特別委員会を再開することとし、本日はこれで散会します。

（午後 3時54分）

2日目 令和4年9月9日（金）

○日程

1. 議案第56号 令和3年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について
(歳出10款教育費から13款予備費まで款ごとに審査)
2. 議案第57号 令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について
(歳入、歳出一括審査)
3. 議案第58号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(歳入、歳出一括審査)
4. 議案第59号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(歳入、歳出一括審査)
5. 議案第60号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(歳入、歳出一括審査)
6. 議案第61号 令和3年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(歳入、歳出一括審査)
7. 議案第62号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
(歳入、歳出一括審査)
8. 議案第63号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について
(歳入、歳出一括審査)

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○出席委員（14人）

- | | | | | | |
|-----|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 柳 | 雫 | 圭 | 太 | 君 |
| 2番 | 小笠原 | 君 | 男 | 君 | |
| 3番 | 和 | 田 | 誠 | 君 | |
| 4番 | 越 | 後 | 貞 | 男 | 君 |
| 5番 | 乗 | 上 | 健 | 夫 | 君 |
| 6番 | 山 | 田 | 将 | 之 | 君 |
| 7番 | 栗谷川 | 柳 | 子 | 君 | |
| 8番 | 藤 | 原 | 文 | 雄 | 君 |
| 9番 | 番 | 屋 | 博 | 光 | 君 |
| 10番 | 千 | 葉 | 有 | 子 | 君 |
| 11番 | 久 | 慈 | 聡 | 君 | |
| 12番 | 澤 | 田 | 道 | 憲 | 君 |
| 13番 | 佐々木 | 和 | 志 | 君 | |
| 14番 | 竹 | 原 | 義 | 人 | 君 |

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君
	参事（税務課長事務取扱）	遠山潤造君
	参事（住民福祉課長事務取扱）	馬場均君
	参事（総務課長事務取扱）	武士沢忠正君
	参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼澤修二君
	健康推進課長	太田明雄君
	会計管理者（会計課長）	井畑淳一君
	農林課長	極檀浩君
	建設課長	齋藤優君
	まちづくり推進課長	中村正君
	総務課財政指導監	下村太平君
	三戸中央病院経営改善推進監	松澤俊彰君
	総務課防災危機管理室長	多賀昭宏君
	まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北村哲也君

○農業委員会事務局

説明員	会長	梅田晃君
委任説明員	事務局長	極檀浩君

○教育委員会事務局

説明員	教育長	慶長隆光君
委任説明員	事務局長	櫻井学君
	史跡対策室長	奥山昇吾君

○代表監査委員

馬場行雄君

他、各所属の班長級職員等

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝守世光君
主幹	櫻井優子君

(午前10時00分)

○委員長（番屋 博光君）

ただいまから本日の会議を開きます。

議案第56号を議題として、前日の議事を続行します。

委員長から再度お願いを申し上げます。質疑を行う際には、決算書のページを述べてから、関係する項目の質疑を行うようお願いいたします。なお、議題外及び範囲を超える質疑は行わないようお願いいたします。あわせて、質疑及び答弁は簡潔明瞭に発言いただき、効率的な議事運営にご協力をお願いいたします。

また、重複する質問は避け、質問者の要望や自己の意見で終わることのないようお願いいたします。

初めに、先日の8款土木費の補足説明について、建設課長から訂正の申出がありましたので、発言を許可します。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

昨日の8款土木費の補足説明の際、決算額を誤ってご説明申し上げました。108ページ、109ページの1項2目道路維持費の13節使用料及び賃借料のLED街路灯借上料の決算額につきまして、119万1,000円と読み上げましたが、正しくは1,019万1,000円でございます。訂正させていただきます。

○委員長（番屋 博光君）

議事を進めます。

歳出、10款教育費について説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

10款教育費について補足説明申し上げます。

教育委員会では、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む小中一貫教育の推進に努めてまいりました。

116ページ、117ページをお願いいたします。10款教育費ですが、教育費全体の支出額は4億6,982万8,000円で、一般会計の歳出総額に占める割合は6.6%であります。

1項1目教育委員会費は、教育委員4名の会議や各種行事等、延べ102回の出席に係る委員報酬60万1,000円が主なものであります。

2目事務局費の1節報酬の会計年度任用職員報酬563万7,000円は、三戸中学校で英語、数学、生徒指導の支援を行う小中一貫教育支援特別講師3名への報酬です。

7節報償費の特別支援教育コーディネーター事業謝金31万6,000円は、三戸小学校に元八戸第二養護学校の校長だった方を合理的配慮協力員として配置し、特別な支援が必要な児童生徒への指導に関して助言をいただいております、その方への謝金であります。

118ページ、119ページをお願いいたします。11節役務費の英語検定GTEC検査手数料33万9,000円は、8年生を対象に英語の話す、聞く、読む、書くの4技能についての検定を行ったものです。

12節委託料の学校部活動バス運転業務委託料221万7,000円は、部活動の遠征等50回の運行に要したものです。学習コーチ事業委託料80万円は、7年生、8年生を対象に実施した勉強のやり方や学習習慣の形成に関する学習コーチ講演会や6年生の中学校進学前の不安解消や学習習慣形成のための7年生進級前ガイダンス、斗川小学校の保護者、教職員への教育法講演会の実施に対する委託料であります。

13節使用料及び賃借料の部活動支援バス借上料76万1,000円は、複数の遠征が重なった場合、町保有の部活動バス1台で対応することのできない部活動の遠征等について、民間業者のバスを借り上げたものであり、11回運行しております。

18節負担金補助及び交付金の三戸地方教育研究所負担金960万4,000円は、三戸町と田子町2町の教育振興のため、教員研修、教育相談、学力調査の分析、特別支援学級への在籍が必要かどうかを判定する教育支援委員会などの業務を行っている三戸地方教育研究所に対する負担金であります。三戸地方未来塾事業費補助金50万円は、プログラミング教育を行うICTクラブの運営に要する費用で、町内小学生33名が参加し、6月から2月まで合計20回実施しました。三戸高等学校支援事業費補助金158万1,000円は、延べ277名分の各種検定料補助、町外からの通学者19名への通学費補助、1、2年生66名への学習動画配信サービス利用料補助、放送局の和歌山県で行われた全国大会への遠征費補助の4種類の支援を実施したものであります。海外研修派遣事業費補助金60万円は、コロナ禍によりオーストラリア・タムワース市への派遣ができなかったことから、フィリピンとのオンラインによる英会話研修を実施したものです。斗川小学校5、6年生と三戸中学校8年生全員が3時間の体験会を実施し、3日間の研修には三戸中学校8年生18名が参加しました。小学校給食費・教材費支援金199万5,000円、中学校給食費・教材費支援金99万円、高校教材費支援金84万円は、第3子以降を養育する保護者合計107名に対する支援金です。

3目語学指導外国青年招致事業費ですが、英語科の充実のために配置しているALT2名の雇用に係る1節会計年度任用職員報酬776万円が主なものであります。

120ページ、121ページをお願いします。2項1目小学校費の学校管理費であります。三戸小、斗川小、杉沢小の3校の管理運営に要した経費であります。

1節報酬の学校医等報酬128万5,000円は、児童の耳鼻科、眼科、内科、歯科健診に要する学校医等に対する報酬であります。

12節委託料の用務員業務委託料1,300万1,000円は、三戸小中学校4名、斗川小学校1名、杉沢小学校1名、合計6名の業務委託料です。

122ページ、123ページをお願いします。三戸小目時地区通学バス委託料から斗川小大舌地区通学バス委託料は、三戸小、斗川小、合計90名の通学バス運行に要する費用で、5路線合計で3,080万4,000円を要したものです。GIGAスクールサポート業務委託料105万6,000円は、タブレット端末使用について、各学校の活用状況に応じた各種設定や運用支援に要した経費です。

13節使用料及び賃借料では、蛇沼地区からの小学生7名の三戸小スクールタクシー借上料134万8,000円、各学校のグラウンド整地等に要した重機借上料、合計104万8,000円が主なものです。

17節備品購入費の感染症対策備品購入費80万円は、新型コロナウイルス感染症対策として二酸化炭素濃度測定器、空気清浄機等を購入したものです。

124ページ、125ページをお願いします。2目教育振興費であります。1節報酬の会計年度任用職員報酬964万2,000円は、学習障害等、教育上特別の支援を必要とする児童への指導充実のため各学校に配置している小中一貫教育チューター6名分の報酬です。

18節負担金補助及び交付金の立志科推進事業費補助金46万5,000円は、地域の伝統や文化、自然環境を理解する力などを育成するための教育活動に要する経費を補助したものであります。具体的には、煎餅やなべっこだんごを作る伝統食料理の体験、斗内獅子舞の伝承活動、モチ米やサツマイモの栽培などの農業体験などの教育活動に要した経費であります。

19節扶助費では、経済的に就学困難な児童の保護者に対し、給食費や学用品費等を援助する要保護及び準要保護児童58名に対する就学援助費429万2,000円が主なものであります。

次に、3項中学校費、1目学校管理費であります。この目は三戸中学校の管理運営に要した経費であります。

12節委託料の三戸中学校斗内地区通学バス委託料701万円は、斗内豊川地区の生徒17名の通学に要した経費です。

13節使用料及び賃借料の三戸中スクールタクシー借上料209万3,000円は、目時地区7名と大舌地区1名の通学に要したものです。

126ページ、127ページをお願いします。2目教育振興費であります。1節報酬の会計年度任用職員報酬80万8,000円は、三戸中学校へ部活動指導員3名を配置したものです。

17節備品購入費の教師用教科書指導書購入費208万7,000円は、4年に1回の教科書改訂に伴い、教師用の教科書、指導書、指導用教材を購入したものです。

18節負担金補助及び交付金の中体連等生徒派遣事業費補助金160万1,000円は、中体連等の各種スポーツ大会及び吹奏楽部のコンクールへの派遣に要した経費です。

19節扶助費の要保護及び準要保護生徒就学援助費320万5,000円は、経済的に就学困難な生徒の保護者30名に給付したものです。

4項1目社会教育総務費であります。教育委員会では、町民が生涯にわたって自己の啓発、向上を目指し、生きがいのある充実した生活を送るとともに、人と人のつながりを大切にする豊かで住みよい地域社会をつくり出すことができるよう、社会教育の推進に努めてまいりました。

1節報酬の委員報酬9万3,000円は、社会教育委員8名の会議等の出席に係る報酬です。

7節報償費は、三戸小、杉沢小の児童を対象に行った放課後子ども教室の運営に係るコーディネーター謝金22万9,000円が主なものです。三戸小子ども教室は登録児童15名で年間104日開設、杉沢小子ども教室は登録児童4名で年間41日開設し、安全で安心な放課後の居場所を提供しました。

128ページ、129ページをお願いします。12節の放課後子ども教室事業委託料は、放課後子どもプラン運営委員会に対する運営委託料75万円の支出であります。子供たちの学習支援や安全管理を行う教育活動推進員8名の謝金が委託料の主な内容であります。

18節負担金補助及び交付金の社会教育活動推進事業費補助金130万8,000円は、三戸町文化協会、三戸町連合婦人会等7団体への活動費補助金であります。さんのへ農業小学校事業費補助金42万円は、農業体験を通して、働くこと、協力し合うことの大切さを身につけさせるため、三戸食農推進協議会が行っている農業小学校運営事業に対する補助金であります。登録児童19名が9回の体験活動を実施しました。

2目公民館費であります。7節報償費の公民館講座謝金47万9,000円は、書道やアロマフィットネス、料理などの12講座開設に係る講師謝金であり、124名が参加し、延べ776名が受講しました。公民館講座は、町民の多様なニーズに応えられるよう、

またマンネリ化しないよう、毎年講座メニューの入替えを行っており、昨年度は5つの新規講座を開設し、実施しました。公民館分館職員謝金27万円は、5分館15名の分館職員に対する謝金であります。昨年度は、16の講座を実施していただいております。

12節委託料の業務委託料713万7,000円は、公民館の受付、清掃、日直等の委託業務に要した経費であります。施設管理委託料57万円は、ジョイワーク三戸の受付、清掃等の委託業務に要した経費であります。成人式記念講演委託料117万7,000円は、コロナ禍により延期していた令和3年対象者の成人式を令和4年対象者と合同開催し、石原良純氏による記念講演会を実施したものです。

17節備品購入費の中央公民館テント購入165万9,000円は、キャンプ用テント10張り、イベント用テント2張り、イベント点灯用の重り24個を購入したものです。

130ページ、131ページをお願いします。3目図書館費であります。図書館の開館日数は296日、入館者数は延べ8,399名、貸出冊数は1万6,867冊でした。また、令和3年度末の蔵書冊数は4万7,162冊となっております。

12節委託料の業務委託料969万円は、図書の貸出しサービス及び清掃業務の委託に要した経費です。

17節備品購入費の図書購入費169万9,000円は、図書956冊を購入したものです。

132ページ、133ページをお願いします。4目歴史民俗資料館費であります。令和3年度の入館者数は前年度から534名増加し、2,273名でありました。他の南部氏関連城郭と連携し、南部氏と三戸城跡を周知するため販売している御城印は、1枚300円を628枚販売し、18万8,000円の売上げでした。

1節報酬の会計年度任用職員報酬26万1,000円は、日曜、祝日に設置している資料解説員1名の報酬であります。設置日数47日で、来館者576名に対して資料の解説や三戸城跡の案内等を行いました。

12節委託料の歴史民俗資料館受付業務委託料518万1,000円は、3名により常時2名の勤務体制としております。

5目文化財保護費ですが、文化財保護については、昨年度、三戸城跡の国史跡指定に向け、平成16年度からの発掘成果をまとめた総括報告書や39筆分の土地所有者、相続人約100名の同意書、その他図面等必要書類を添付した意見具申書を8月6日に国へ提出しました。その後12月17日に開催された国の文化審議会で、北東北の築城技術を知る上で重要とし、国指定史跡に内定され、3月15日に文部科学省が官報に告示したことにより、念願であった国史跡に指定されました。今後は、国史跡三戸城跡の周知、PRを行うとともに、史跡本来の魅力を高めながら、遺跡の整備に努めてまいります。

14節工事請負費の文化財等解説板設置工事請負費69万6,000円は、川守田館跡、泉山館跡の2か所の解説板を設置したものです。

5項1目保健体育総務費の1節報酬の委員報酬94万1,000円は、スポーツ推進委員14名に対する報酬であります。

134ページ、135ページをお願いします。18節負担金補助及び交付金の三戸町体育協会補助金102万5,000円は、町民の体育の振興を目的に、18の競技団体やスポーツ少年団への支援や各種スポーツ教室を行っている体育協会への補助金です。

2目体育館費は、町民体育館の維持管理に要した経費です。昨年度の利用者数は、延べ9,540人でした。

3目体育施設費であります。この目はパークゴルフ場、町民プール、サン・スポーツランド三戸、松原公園、勤労者体育センターの維持管理に要した経費です。パークゴルフ場は、4月8日から11月26日まで開設し、期間中の利用者は721名減の1

万1,381名でした。町民プールは、6月15日から9月10日まで開設し、期間中の利用者数は395名増の4,118名でした。

136ページ、137ページをお願いします。12節委託料の業務委託料328万2,000円は、サン・スポーツランド三戸の管理と松原公園の清掃に係る委託料です。樹木剪定等業務委託料192万5,000円は、松原公園の樹木剪定や除草に要した経費です。パークゴルフ場芝育成管理委託料279万4,000円は、肥料散布等の芝維持管理業務の委託料です。さんのへパークゴルフ場指定管理料696万4,000円、町民プール指定管理料601万2,000円は、指定管理者である株式会社サンアメニティに対する管理委託料であります。

14節工事請負費の技術棟解体工事請負費920万9,000円、相撲場設置工事請負費473万円は、三戸警察署の移転に伴い技術棟を解体し、旧農業改良普及センター事務所を改修し、相撲場を設置したものです。

4目アップルドーム管理費は、アップルドームの維持管理に要した経費です。アップルドームは、通常の利用のほかに新型コロナウイルスワクチン接種会場として利用されたことから、利用者数は1万1,098名増加し、3万7,471名でした。

12節委託料の業務委託料1,167万6,000円は、利用者の受付や施設管理のための委託料です。日中は3名、夜間は2名の体制としております。

138ページ、139ページをお願いします。14節工事請負費のアップルドーム天窓改修工事請負費253万円は、天窓部分からの雨漏りが発生していたことから改修工事を実施したものです。

5目学校給食費ですが、町内小中学校の児童生徒及び教職員643名に完全給食を提供しました。安全、衛生で子供の健康を重視した給食を提供するとともに、郷土食、行事食も提供しました。また、栄養教諭による食の出前授業を行い、児童生徒に望ましい食生活のための指導を行いました。

10節需用費では、給食調理のために使用する機器、設備の運転等に要する燃料費560万5,000円が主なものとなっています。

11節役務費では、町内業者で実施している米飯容器洗浄手数料98万円が主な支出となっています。

12節委託料では、給食の調理及び配送業務のための業務委託料2,803万9,000円が主なものであり、11名の体制で調理、配送を行っております。

以上で10款教育費の補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、歳出、11款災害復旧費について説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（極壇 浩君）

11款災害復旧費の決算につきまして補足説明申し上げます。

140、141ページをお開き願います。1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、令和2年7月の大雨等により被災した斗内字臼久保地区及び斗内字松山地区の農地及び

農業用施設の復旧に要した経費であり、前年度からの繰越し分であります。

14節工事請負費の503万6,000円は、臼久保地区の農地と松山地区の水路の災害復旧工事に要した経費であります。

以上で11款災害復旧費の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、歳出、12款公債費及び13款予備費について説明を求めます。

財政指導監。

○財政指導監（下村 太平君）

12款公債費につきまして補足説明申し上げます。

140ページ、141ページをお願いいたします。12款1項1目22節償還金利子及び割引料の長期債元金償還金7億6,194万9,000円と2目利子にあります長期債利子償還金587万6,000円は、令和3年度中に償還した起債の元金と利子であります。令和3年度末までの起債の件数及び残高は138件、60億8,381万円となっております。令和2年度からは、件数が2件の増、残高は1億6,124万9,000円の減となっております。なお、最高利率は平成5年借入れの上下水道事業一般会計出資債の4.6%で、最低利率は平成30年度過疎債の0.001%であります。現在最も古い起債は、平成4年借入れの上水道事業一般会計出資債であり、令和4年度中に完済となる見込みであります。

次に、13款予備費について補足説明申し上げます。備考欄にあります記載のある順にご説明申し上げます。

4款1項2目へ充用した46万9,000円は、新型コロナウイルスワクチン未接種者の接種を促進するため土曜日の追加接種を実施したもので、新型コロナウイルスワクチン接種従事者、医師、看護師の謝金不足分に要したものであります。

6款1項2目へ充用した20万円は、令和3年12月12日に陽性判明した鳥インフルエンザに対応した職員の時間外勤務手当分に要したものであります。

以上で12款公債費及び13款予備費の補足説明を終わります。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

これで一般会計全ての質疑が終わりました。

次に、議案第57号 令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算について補足説明いたします。

歳入については142ページ、143ページ、歳出については144ページ、145ページを御覧ください。

本会計の決算は、歳入、収入済額3,507万5,000円、歳出、支出済額3,485万3,000円です。歳入歳出差引き残額22万2,000円は、令和4年度へ繰り越しております。

学校給食共同調理場では、町内小中学校の児童生徒及び教職員等643名に給食を提供しました。給食日数は、小学校、中学校ともに194日であり、総給食数は教職員等を含め11万9,876食です。なお、週5日の給食のうち、米飯給食を4日実施し、あとの1日は麺給食とパン給食を隔週で行っております。

147ページ、148ページをお願いします。歳入の主なものは、1款1項1目事業収入の1節保護者負担金現年度分3,462万8,000円です。1食当たりの給食費は、小学生は280円、中学生、教職員は300円です。収入未済額は、現年度分はありませんでした。滞納繰越分は2名分、31万7,000円であり、滞納額は前年度と比べて16万円の減となっております。滞納者には文書などでの催告や訪問徴収するなど、引き続き回収に努めてまいります。

149ページ、150ページをお願いします。歳出の主なものは、1款1項1目学校給食費の15節原材料費3,485万3,000円であり、歳入で説明した11万9,876食分の給食材料費です。物資納入業者は、青森県学校給食会ほか14の業者であり、そのうち町内業者は6業者となっております。

また、給食材料のうち、三戸町産の米や野菜等の使用割合は、金額ベースで17.7%となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、議案第58号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第58号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について補足説明申し上げます。

本会計は、杉沢、蛇沼、大舌、貝守、袴田、横沢、沼ノ久保の7地区にある簡易水道施設により合計384世帯に給水を行う特別会計でございます。平成26年度に三戸町簡易水道事業統合基本計画を策定し、その計画に基づく水道事業ビジョン、危機管理マニュアルなどを作成し、平成27年4月に県から簡易水道事業の認可を受けております。これらにより簡易水道施設7地区について、施設の統廃合を計画するなど、統合

的に管理しているものでございます。

155ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額5,373万9,000円、歳出総額5,094万円、歳入歳出差引額は279万9,000円でございます。翌年度への繰越しはございませんので、279万9,000円が実質収支額でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。156ページ、157ページをお願いいたします。1款1項1目水道使用料の1節簡易水道使用料は、現年分1,328万3,000円で、収納率は92.5%でございます。2節過年度分簡易水道使用料は57万7,000円でございます。

2款1項1目繰入金2,196万円は、一般会計からの繰入金でございます。

3款1項1目繰越金214万5,000円は、前年度からの繰越金でございます。

5款1項1目簡易水道事業債1,550万円は、県営中山間地域総合整備事業により整備中の杉沢地区簡易水道整備事業の財源となるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。158ページ、159ページをお願いいたします。1款簡易水道施設費は、杉沢地区33世帯、蛇沼地区77世帯、大舌地区60世帯、貝守地区115世帯、袴田地区67世帯、横沢地区12世帯、沼ノ久保地区20世帯の合計384世帯へ給水事業を行う経費でございます。

1項1目一般管理費の2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費でございます。

12節委託料の水質検査委託料310万2,000円は、原水、浄水について毎月行う水質検査に要する経費でございます。簡易水道施設点検委託料17万6,000円は、7地区の簡易水道施設の設備点検に要する経費でございます。水道メーター検針業務委託料92万1,000円は、水道メーターの検針と水道メーターの取替えに要した経費でございます。簡易水道GISデータ作成業務委託料328万9,000円は、下水道管理システムに簡易水道施設台帳を追加するために要した経費でございます。

17節備品購入費の水道メーター購入費20万7,000円は、直読式水道メーター71基の購入に要した経費でございます。

2項簡易水道管理費は、7地区の簡易水道施設の維持管理を行う経費でございます。

2目蛇沼地区給水費、10節需用費の修繕費71万5,000円は、下川原地区の漏水の修理に要した経費でございます。

160ページ、161ページをお願いいたします。12節委託料の配水池清掃委託料49万5,000円は、配水池内部の清掃及び塩素消毒に要した経費でございます。制御盤点検業務委託料32万4,000円は、施設の正常稼働及び長寿命化を図るための制御盤の点検に要した経費でございます。

14節工事請負費のろ過膜交換工事請負費199万1,000円は、浄水場施設内のろ過膜交換に要した経費でございます。

3目大舌地区給水費、14節工事請負費の減圧弁更新工事請負費125万4,000円は、斗内松山地区に設置しております減圧弁の更新に要した経費でございます。

5目袴田地区給水費、10節需用費の修繕費94万6,000円は、浄水場内の残留塩素計の修理に要した経費でございます。

162ページ、163ページをお願いいたします。2款簡易水道建設費の1項1目杉沢地区簡易水道整備費、14節工事請負費の給水引込み管設置工事請負費1,430万円は、配水管324メートルと給水引込み管20世帯分の整備に要した経費でございます。

18節負担金補助及び交付金の中山間地域総合整備事業負担金120万円は、県営中山間地域総合整備事業により整備を進めております杉沢地区簡易水道改修事業の事業費800万円の15%分を町が負担したものでございます。

3款公債費1,046万5,000円は、過去に実施いたしました蛇沼簡易水道施設の改修工事と袴田簡易水道建設工事の負担金支出のために借入れをいたしました長期債の償還金でございます。

1目元金の長期債元金償還金は915万4,000円でございます。

2目利子の長期債利子償還金は131万円でございます。

以上で三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、議案第59号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について議題とします。説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第59号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明申し上げます。

本会計は、下水道の整備により町民皆様の生活環境の改善を図るとともに、地域河川の水質汚濁を防止することにより、豊かな自然環境の保全を図るための特別会計でございます。平成21年度に下水処理場として三戸浄化センターが元木平冷水地区に完成し、平成22年4月から公共下水道の供用を開始してございます。令和3年度末の下水道計画区域面積は336ヘクタール、下水道事業認可面積は194ヘクタール、利用可能面積は123.7ヘクタール、加入世帯数は536世帯で、令和2年度同時期と比較して19世帯の増、加入率は47.8%となっております。

168ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。歳入総額2億1,783万7,000円、歳出総額2億543万円、歳入歳出差引額は1,240万7,000円でございます。この歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費繰越額827万7,000円を差し引いた413万円が実質収支となります。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。169ページ、170ページをお願いいたします。1款1項1目下水道事業受益者負担金は、平成29年度から令和3年度までに供用を開始した区域内の宅地などの土地所有者から負担していただいているものでございます。1節現年度分は248万1,000円で、収納率は95.2%でございます。

2款1項1目下水道使用料の1節現年度分は2,515万円で、収納率は99.1%でございます。

2項1目1節総務管理手数料52万円は、排水設備指定工事店申請手数料、25件分、50万円が主なものでございます。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金の防災・安全交付金272万7,000円は、監視制御装置更新工事に対して交付されたものでございます。

171ページ、172ページをお願いいたします。6款1項1目繰入金1億3,013万8,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

7款1項1目繰越金448万3,000円は、令和2年度からの繰越金でございます。

9款町債の1項1目1節の公共下水道費債5,030万円は、資本費平準化債でございます。公共下水道整備事業債200万円は、三戸警察署移転新築に伴う公共ます設置工事に充てたものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。173ページ、174ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費でございます。

2項施設管理費は、浄化センターやマンホールポンプなどの下水道設備の維持管理を行う経費でございます。

1目維持管理費、10節需用費の消耗品費100万5,000円は、処理場で使用する薬剤の購入に要した経費が主なものでございます。電気料581万7,000円は、浄化センターやマンホールポンプなどの下水道設備の電気料でございます。修繕費の47万3,000円は、マンホールポンプ場の水位計の修理に要した経費でございます。

175ページ、176ページをお願いいたします。12節委託料の処理場施設等運転管理業務委託料2,090万8,000円は、処理場施設等の管理業務について、地元業者3者及び八戸市内業者1者で構成する三戸地区下水道管理業共同事業体に委託したものでございます。

14節工事請負費の監視制御装置更新工事請負費495万8,000円は、浄化センター内の監視制御装置の更新に要した経費でございます。公共下水道公共マス設置工事請負費176万円は、同心町地区及び関根川原地区で実施した下水道公共ますの設置に要した経費でございます。

2款下水道建設費の1項1目管渠施設整備費の14節管渠工事請負費245万円は、三戸警察署の移転新築に伴う公共ます設置に要した経費でございます。

13節公債費は、下水道施設の建設工事等の支出のため借入れした長期債の償還金でございます。

1目元金の長期債元金償還金1億2,461万1,000円と2目利子の長期債利子償還金2,569万8,000円でございます。

以上で三戸町下水道事業特別会計決算の補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

澤田委員。

○澤田 道憲委員

私からは、ページ数の170ページ、歳入の件ですが、1目下水道事業受益者負担金の滞納繰越分の収入済額がゼロであります。金額が486万四千何がしですが、今後どのようにして納付していただくようにしているのか、そこをお伺いいたします。

○建設課長（齋藤 優君）

下水道事業受益者負担金の滞納繰越分の未収の部分の収入をどのように今後していくかというところでございますけれども、こちらのほうの関係のほうで、滞納で、納付できないという方々に対しましては、様々な家庭の事情であったりとか、そういったものも、環境もあると思いますので、こちらのほうでもご相談に応じながら、納付のほうの呼びかけは引き続きしていきたいと思っております。

以上です。

○澤田 道憲委員

滞納の世帯数は、何件あるのか。

それと、滞納繰越分は、この金額が下水道事業の始まってからのものだと思いますが、その滞納分に利息がかかっているのかどうか、その辺もお伺いします。

3つ目として、これまでの収納の方法はどのように行ってきたのかお聞きします。

4つ目として、滞納世帯に直接受益者負担分をお願いに行ったのか。それが年何回ぐらい行ったのか。また、訪問した際に受益者の世帯の方々がどういう反応を示していたのか、その辺もお聞きしたい。

5つとして、こういったものは自治体、町村でやっている滞納整理組合にお願いできないものではないかなと思っております。その5点、今お伺いしたいと思っております。

○委員長（番屋 博光君）

暫時休憩します。

(午前10時57分)

休 憩

(午前11時00分)

○委員長（番屋 博光君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

滞納繰越分の件で5点のご質問にお答えさせていただきます。

まず、3年度の滞納繰越件数でございますが、63世帯639件でございます。

これの督促、この滞納分に利息がかかるのかというところなのですけれども、督促手数料として、納期限が過ぎてから督促状をこちらで出す際に、200円の督促料がかかっております。

収納の方法ということでございますが、下水道受益者負担金は平成29年から5年間の分の受益者負担金ということで、こちら5年間分を1年4期に分けて、それぞれ4期で1年間納付していただくというような形になってございます。

滞納世帯への取組というか、接触というか、そういったことでございますけれども、令和3年度におきましては、窓口のほうに来ていただいてご相談をいただいた方というところに対応させていただいております、その方への訪問というものは、実際には行ってございません。

あと滞納分に関しまして滞納整理組合にお願いすることはできないのかというところなのですけれども、滞納整理組合のほうに関しましては、地方税法の税のほうの滞納のほうの処理をするというようなところで、下水道使用料の場合は税ではないという、また別なものということになりますので、滞納整理組合にはちょっとお願いはできないのかなと考えてございます。

以上です。

○澤田 道憲委員

分かりました。

最後ですけれども、もし滞納繰越分の金額が今後回収できないという状態に陥った場合、既に受益者負担分を納入した世帯の、いろいろな事情で下水道を利用しない世帯には、どういうことになるのでしょうか。要するに、結構これが、いわゆる年数もたっておりますし、金額が大きい。それで、何らかの事情で回収が不能になったとなった場合については、既に負担金を納入しているのですけれども、家庭のいろいろな事情によって、下水道をまだ利用していない方に対しては、今後どうなるか分かりませんけれども、そういった方々に対してはどのような説明なりをしていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○建設課長（齋藤 優君）

下水道に直接接続をしていない家庭で受益者負担金を支払っている方々に対して、どのようになるのかというようなことということですが、こちらのほうといたしましては、町といたしましては、下水道の接続可能になった時点で接続していただくというのがまず義務になっているというところはございますので、そちらのほうを接続していただけるような呼びかけ等はさせていただきたいと思っております。ただ、家庭の事情であったりとか、その家で、高齢の家庭で、今つないでも今後住む予定もないしとか、いろんな事情があるのだと思っております。そういったところで、接続していただきたいというお願いは、引き続きはさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○竹原 義人委員

175ページ、176ページですが、ここの下水道建設費のところ、245万円、三戸警察署の管工事をしたということでありまして、当初予算で1,424万6,000円、それが減額補正でもって、1,100万円減額で、工事は警察署のところだけまず工事した。令和2年度は、工事費がまずゼロで、全然進んでおりません。令和3年は、まずここだけだということで、それはいいのですが、当初予算があったものがなくなっているというのは、何か事情があったのかなと思って、その事情等をお聞かせください。

○建設課長（齋藤 優君）

三戸警察署の移転に伴って管渠工事のほうを行うということで、令和3年度の当初予算で予算をいただいたところではございます。実際に下水道の接続をする箇所が、当初は、今はもうありませんが、町民グラウンドの技術棟の近くのほうで接続する予定だったものが、三戸警察署の新築の工事の関係で、その接続する場所が元三戸消防署寄りのほうに変更になったという経緯がございます。それで、今ある、既に管が整備されている本管のほうに接続することができるということが分かりましたので、そちらのほうに接続するような工事を行ったということで、当初予定していた本管の工事が不要になったということがまず経緯の一つということでございます。

以上です。

○竹原 義人委員

事情は分かりました。大きくその範囲内のところの工事のための1,100万円を取っていたのが三戸警察署で、あとは事情で中止になるか、交付金が来なくなったとか、そういう事情なのかなという、こう思いはしましたけれども、分かりました。オーケーです。

○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、議案第60号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議案第60号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について補足説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害を有すると認められる方を対象とした医療制度で、県内全市町村が加入する青森県後期高齢者医療広域連合が運営するものであります。本会計は、広域連合と連携し、保険料の収納事務などを行う特別会計であります。

令和3年度末の被保険者数は、75歳以上が2,110人、65歳以上74歳未満が65人で合計2,175人となり、昨年度から20人の増となっております。

183ページをお開き願います。本会計の決算は、歳入総額1億4,279万8,000円、歳出総額1億4,136万2,000円で、歳入歳出差引額143万6,000円を令和4年度へ繰り越すものでございます。

184、185ページをお開き願います。歳入についてご説明申し上げます。1款1項1目後期高齢者医療保険料でございますが、被保険者2,310人分の徴収保険料でございます。

1節現年度分特別徴収保険料は、調定額6,434万3,000円に対し、収入済額は6,435万9,000円となっております。収入未済額がマイナス1万5,000円となっておりますが、これは死亡により過誤納となった保険料で、相続人へ返還するものでございます。

2節現年度分普通徴収保険料は、調定額2,968万1,000円に対し、収入済額は2,910万3,000円となっております。12名分、57万5,000円が収入未済となっております。現年度分保険料の徴収率は、特別徴収及び普通徴収保険料を合わせ99.40%となっております。

3節滞納繰越分普通徴収保険料でございますが、調定額101万4,000円に対し、収入済額は50万8,000円でございます。今後も引き続き収納率向上に努めてまいります。

3款1項1目繰入金は、特別会計に係る事務費及び広域連合の共通経費の当町負担分として、事務費繰入金508万7,000円と低所得者等の保険料軽減分の公費負担分として保険基盤安定繰入金4,218万5,000円を一般会計から繰り入れたものでございます。

4款1項1目繰越金は、令和2年度からの繰越金でございます。

188、189ページをお開き願います。歳出についてご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費でございますが、特別会計の事務に要した経費と18節の青森県後期高齢者医療広域連合への負担金が主なもので、歳出全体の99.7%を占めております。

18節の広域連合共通経費負担金551万6,000円は、広域連合の組織運営に係る費用を

加入市町村の均等割、人口割、高齢者人口割により負担したものでございます。後期高齢者医療保険料負担金9,321万3,000円は、町が徴収した保険料を負担金として広域連合へ納付したものでございます。保険基盤安定負担金4,218万4,000円は、保険料の7割、5割、2割を軽減した分について公費負担するもので、県が4分の3、町が4分の1を負担し、広域連合へ負担金として納付したものでございます。

2項1目徴収費は、保険料の徴収事務に要した経費でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、議案第61号 令和3年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議案第61号 令和3年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について補足説明申し上げます。

本会計は、40歳以上の方が加入者となり、介護が必要になった場合においても、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、老後の安心を社会全体で支え合う介護保険制度の事業収支を経理するため、介護保険法に基づき設置した特別会計でございます。

令和3年度末の65歳以上の第1号被保険者数は4,008人で、前年度末より21人の減となっております。また、要介護認定者数は768人で、前年度に比べ14人の減となり、第1号被保険者数に占める認定者数の割合を示す要介護認定率は19.2%で、前年度より0.2ポイント減少しております。今後も介護予防の取組を通じ、要介護認定率の減少に努めてまいります。

194ページをお開き願います。令和3年度決算は、第8期介護保険事業計画初年度の決算であり、歳入総額は前年度より1,127万3,000円減の17億8,801万1,000円、歳出総額は前年度より2,137万円減の17億1,386万6,000円、歳入歳出差引額7,414万5,000円となっております。このうち1,508万7,000円を介護保険給付費準備基金へ積立てし、残額5,905万8,000円を令和4年度に繰り越すものでございます。

195、196ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明申し上げます。

1款1項1目第1号被保険者保険料でございますが、1節現年度分特別徴収保険料は、調定額2億9,114万7,000円に対し、収入済額2億9,124万4,000円でございます。収入未済額はマイナス9万7,000円となっておりますが、これは第1号被保険者が保険料を納付した後に死亡により過誤納となった保険料で、相続人へ還付するものでございます。

2節現年度分普通徴収保険料は、調定額2,722万2,000円に対し、収入済額は2,484万8,000円で、50名分、235万9,000円が収入未済となっております。令和3年度にお

ける現年度分特別徴収保険料、普通徴収保険料の調定額の合計は、前年度より193万2,000円多い3億1,836万9,000円となっており、収納率は99.3%となっております。

3節滞納繰越分普通徴収保険料は、調定額436万円に対し、収入済額は106万5,000円で、収納率は24.4%となりました。公平な負担の観点から、今後も引き続き徴収に努めてまいります。なお、不納欠損額147万7,000円は、介護保険法第200条第1項の規定に基づく時効により徴収権が消滅した28名分の保険料でございます。

3款国庫支出金は、4億7,460万6,000円で、歳入全体の26.5%を占めております。

1項1目介護給付費負担金は、介護給付に要した費用に対し、交付されたものでございます。

2項1目調整交付金は、75歳以上の高齢者の割合や所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために交付されたもので、保険給付費支払額に対し、交付されたものでございます。

2目、3目の地域支援事業交付金は、介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業、介護予防教室や生き生き教室などの一般介護予防事業、家族介護支援事業などの包括的支援事業・任意事業の費用に対し、国から交付されたものでございます。

197、198ページをお開き願います。4目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する市町村の取組を推進するため交付されたものでございます。

5目介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防、健康づくりに資する市町村の取組を重点的に支援するため交付されたものでございます。

6目介護保険事業費補助金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修補助金でございます。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、介護給付に要した費用の額の27%分が支払基金から交付され、2目地域支援事業支援交付金は、介護予防事業に要した費用の同じく27%分が支払基金から交付されたものでございます。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金は、介護給付に要した費用に対し、県から交付されたものでございます。

2項1目及び2目の地域支援事業交付金は、国庫支出金と同様、介護予防事業、生活支援サービス事業に要した費用と、一般介護予防事業並びに包括的支援事業・任意事業費用に対し、県から交付されたものでございます。

199、200ページをお開き願います。7款1項1目繰入金でございますが、介護給付費の12.5%、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、包括的支援事業・任意事業費の19.25%、低所得者保険料軽減額、職員給与費及び事務費等に係る分を一般会計から繰入れしたものでございます。

ここまでご説明申し上げました歳入のうち、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の総額は11億6,075万1,000円で、歳入決算額の64.9%、繰入金2億6,571万9,000円は14.9%で、これらが歳入全体の79.8%を占めております。

8款1項1目繰越金は、令和2年度からの繰越金でございます。

201、202ページをお開き願います。9款諸収入、2項1目介護予防サービス計画費収入は、要支援認定者のケアプラン289件分の介護予防計画作成収入でございます。

3項1目返納金は、介護給付費の過誤請求に係る返納金でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。203、204ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費、12節委託料の介護保険システム改修委託料209万円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費用であります。

205、206ページをお開き願います。2項1目賦課徴収費は、介護保険料徴収に要した事務的経費のほか、22節の保険料還付金20万6,000円でございます。

3項1目介護認定費は、介護認定手続に要した経費で、11節役務費の中にあります手数料の介護認定等の手続に必要となる主治医意見書作成手数料281万7,000円と18節の介護認定審査会に係る八戸圏域広域市町村圏事務組合負担金256万9,000円が主なものでございます。11節の主治医意見書作成手数料と12節の訪問調査委託料が昨年度に比べ大幅に増額となっておりますが、令和2年度におきましては新型コロナウイルス感染防止のため要介護認定期間の臨時的延長措置が講じられたことに伴い、認定調査件数が大きく減少いたしました。令和3年度は当該臨時的取扱いが終了し、例年どおりの件数に戻ったことによるものであります。

次に、2款保険給付費は、要介護、要支援者の介護サービス給付費であり、その総額は15億9,067万6,000円で、歳出全体の92.8%を占めております。令和3年度は、サービス受給者数等の減少により、前年度から1,286万1,000円の減となっております。

1項介護サービス費は、要介護1から5に認定された方々への介護サービスに要した経費でございます。

1目居宅介護サービス給付費は、在宅介護者のホームヘルパー訪問介護、通所サービス等の利用、1万262件分の給付費でございます。

2目地域密着型介護サービス給付費は、グループホーム等の利用、772件分の給付費でございます。

3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホーム、老人保健施設等の施設入所、2,142件分の給付費でございます。

207、208ページをお開き願います。4目居宅介護福祉用具購入費は、ポータブルトイレや入浴補助用具等、26件分の購入費負担金でございます。

5目居宅介護住宅改修費は、廊下やトイレなどの手すり取付けなど、9件分の改修費負担金でございます。

6目居宅介護サービス計画給付費は、介護サービスの利用計画作成、5,481件分の給付費でございます。

2項介護予防サービス費は、要支援1、2に認定された方々への介護予防サービスに要した経費でございます。主なものといたしまして、1目介護予防サービス給付費は、通所リハビリなど、313件分の給付費でございます。

4目介護予防住宅改修費は、廊下の手すり取付けなど、1件分の改修費負担金でございます。

5目介護予防サービス計画給付費は、ケアプラン作成、288件分の給付費でございます。

3項1目高額介護サービス費は、利用負担が一定の額を超えた分について高額介護サービス費を支給したもので、3,287件分の負担金でございます。

209、210ページをお開き願います。3目高額医療合算介護サービス費は、介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合、限度額を超えた分の利用者負担分を支給したもので、151件分の負担金でございます。

4項1目特定入所者介護サービス費は、要介護者で住民税非課税などの低所得の人が施設を利用した場合の居住費と食費の利用者負担限度額を超えた分を給付したもので、1,998件分の負担金でございます。

5項諸費、1目審査支払手数料は、介護サービス事業所などからの請求に関する審査事務を青森県国民健康保険団体連合会へ委託し、1万9,136件の審査を行った手数料でございます。

3款地域支援事業費は、地域で生活する高齢者が要支援、要介護状態にならないよう介護予防を推進するとともに、要介護状態になっても可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業に要した経費でございます。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、平成29年度から訪問介護予防サービス並びに通所介護予防サービスが介護予防・生活支援サービス事業へ移行したことに伴い支給されたもので、540件分の負担金でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、町の地域包括支援センターの運営に要した経費であり、人件費や事務経費が主なものでございます。

211、212ページをお開き願います。12節介護予防サービス計画作成委託料106万円は、要支援1、2の認定を受けた方など、231件分のケアプラン作成委託料でございます。

2項1目一般介護予防事業費は、通所介護予防、生き生き教室や、いきいき百歳体操を取り入れた住民主体の通いの場などの事業に要した経費でございます。

12節委託料のうち、通所型介護予防事業委託料は、要介護状態になるおそれの高い高齢者を対象とした生き生き教室の事業に要した経費であります。また、運動指導委託料は、いきいき百歳体操を取り入れた住民主体の通いの場の活動支援のため、理学・作業療法士の派遣に要した経費であります。

3項1目任意事業費は、認知症施策、地域ケア会議、高齢者在宅支援、家族介護支援事業などに要した経費でございます。

1節報酬は、認知症の早期診断、早期相談対応等のために設置している認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援検討委員会委員の報酬であります。

213、214ページをお開き願います。12節委託料の各事業は、高齢者の日常生活を支援するための事業であり、1行目のみまもり配食サービス事業604万9,000円は、利用者131人に延べ1万4,035食を提供したものであります。2行目のほのぼの見守りネットワーク事業457万2,000円は、地域に住む独り暮らしの高齢者や高齢夫婦への声かけや安否確認のための訪問を延べ4,273日実施したものであります。

19節では、高齢者を介護している家族を支援するための給付事業を行っており、家族介護用品給付費267万8,000円は、68人に対し月額5,000円相当分の給付を行ったものであり、家族介護支援金101万5,000円は、21人に対し月額5,000円の給付を行ったものであります。

以上で介護保険特別会計の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

竹原委員。

○竹原 義人委員

211ページ、212ページの一般介護予防事業費のところですが、今課長の説明ですと、ここの通所型介護予防事業委託料870万円、そして運動指導委託料は15万2,000円とありますけれども、介護予防教室委託料は8,000円、成果報告書のほうの95ページにはいきいき百歳体操とか、いきいき百歳体操普及啓発とかで51万6,000円の決算額があるのですが、そうすれば、この51万6,000円から15万2,000円を引くと36万4,000円まだあるのですが、この36万4,000円がいきいき百歳体操の現場のほうのとか養成講座等々に、どこの決算書のほうに載っているかというのを確認したいと思っております。

○健康推進課長（太田 明雄君）

ただいまの竹原委員からのご質問でございますが、成果報告書95ページの一番上の段にあります一般介護予防事業費、この決算額51万6,000円となっております。主なものは、決算書212ページの12節委託料の運動指導委託料15万2,000円、それからその上の介護予防教室の委託料8,000円、こちらも同じく理学療法士を介護予防教室のほうに派遣したというものでございます。あと同じく7節報償費、謝金でございます。こちら介護予防教室のほうに歯科衛生士や看護師のほうをお願いいたしまして、その謝金といたしまして2万8,000円支出をしております。あとは、様々な養成講座、予防教室、講習会等の事務に要したチラシ作成等に要する事務費、消耗品費とか、郵便料、電話料等々、事務費がこれに含まれるというものでございます。合わせて51万6,000円ということになってございます。

以上でございます。

○竹原 義人委員

一般介護予防事業費のところのもろもろに使われているということは、212ページの何段かのところに使われているということですよ。そうすれば、もろもろが限られるのですが、ページ全体に使われているのであれば少しは理解できますが、一般介護予防事業費のところだと、決算書のほうで見当たらない。どこのところにあるかというのを確認したかったのですが。まだ待ってください、2回目ですから。では、いきいき体操とかのほうには使われなかったのか。使われていると思うのですが、答弁待ちます。

○委員長（番屋 博光君）

暫時休憩いたします。

（午前11時42分）

休 憩

（午前11時43分）

○委員長（番屋 博光君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

では、決算書の3款2項1目一般介護予防事業費、このうちの成果報告書、51万6,000円分がどれかということにお答えいたします。

まず、7節報償費、こちら2万8,628円全額でございます。それから、10節需用費の部分、消耗品費は11万8,000円のうち10万8,645円となっております。燃料費は、このうちの17万8,488円、それから食糧費、これは全額3,526円になります。役務費であります。こちらは郵便料と電話料が1万7,000円と2万円、それぞれ全額となります。また、12節の委託料は8,000円の介護予防教室委託料と15万2,000円、運動指導委託料でございます。これらを合わせますと51万6,287円となるものでございます。

以上でございます。

○竹原 義人委員

了解。

○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

次に、議案第62号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

議案第62号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について補足説明申し上げます。

本特別会計は、加入する被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関する保険給付や生活習慣病予防に向けた健康づくりを行う事業に要した経費となります。

初めに、国民健康保険被保険者数、加入世帯数についてご説明申し上げます。令和4年3月末の被保険者数は、総人口の27.8%に当たる2,596人で、前年度末に比べ133人の減、加入世帯数は全世帯の37.6%に当たる1,568世帯となっております。

215ページ、216ページをお願いします。歳入総額13億5,277万5,000円、歳出総額13億2,052万3,000円、歳入歳出差引総額3,225万2,000円のうち、地方自治法第233条の2及び三戸町国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例第2条の規定に基づき、1,336万8,000円を基金に積立てし、残りの1,888万4,000円を令和4年度へ繰り越しております。歳入の決算額は昨年度に比較して5,351万3,000円、4.1%の増、歳出は4,501万5,000円、3.5%の増となりました。昨年度に比べ1人当たりの一般療養給付費は3万2,858円の増、1件当たりの金額も昨年度より2,197円増加しております。昨年度は、心臓病等の医療費が高額となる病気による受診者が増えたこと等により増額になったものと考えております。

222ページ、223ページをお願いいたします。歳入ですが、1款1項国民健康保険税全体の収納状況は、調定額3億529万6,000円に対し、収入済額2億6,983万1,000円となり、収納率は昨年度より1.7%増の88.4%となっております。国保特別会計歳入全体に占める国民健康保険税の割合は19.9%でありました。また、不納欠損額は23人、199万1,000円、収入未済額は前年度より656万2,000円少ない3,347万3,000円となっております。

決算書では、1目一般被保険者国民健康保険税と2目退職被保険者等国民健康保険税に分かれ、それぞれが医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分に分かれておりますが、説明は現年課税分と滞納繰越分とにまとめた額で申し上げます。

現年課税分は、調定額2億6,736万8,000円、これに対し、収入済額は2億5,503万7,000円で、現年度の収納率は95.4%となっております。令和2年度と比較いたしますと、調定額で1,378万5,000円、収入済額で949万9,000円の減となっております。

滞納繰越分は、調定額3,792万8,000円に対して収入済額が1,479万3,000円、収納率は39%でありました。令和2年度と比較しますと、調定額で385万4,000円、収入済額

で74万7,000円の減となっております。国民健康保険税の収納対策は、町税と同様に月末2日間の夜間納税相談窓口の開設、滞納者への戸別訪問や電話催告等を行っております。

224ページ、225ページをお願いします。3款1項1目保険給付費等交付金9億3,467万7,000円は、医療費と特定健診を含む保健事業等の財源となるものです。

1節普通交付金8億9,226万4,000円は医療費分であり、2節特別交付金は三戸中央病院での機器購入等に係る特別調整交付金分816万5,000円と、医療費適正化や健康づくり事業の取組に対する評価により交付された県繰入金等であります。

4款財産収入は、国保財政調整基金の利子収入であります。

5款1項1目一般会計繰入金1億2,744万7,000円は、国税の2割、5割、7割軽減分を補填する保険基盤安定繰入金保険税軽減分と国税軽減世帯を多く抱える保険者を支援する保険者支援分、職員人件費等のルールに基づいた一般会計からの繰入金であります。

6款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金1,354万2,000円であります。

7款3項1目第三者納付金114万1,000円は、保険給付の対象外となる交通事故を原因とした保険給付済み分が損害保険会社から補填されたものであります。

7款3項2目返納金、一般被保険者返納金35万1,000円は、国保の資格喪失後に受診した医療費の保険者負担分について返還を受けたものであります。

228ページ、229ページをお願いいたします。続きまして、歳出をご説明いたします。歳出、1款1項1目一般管理費は、職員人件費が主なものであります。

24節積立金は、国保財政調整基金に1,352万5,000円を積み立てたものであります。

27節繰出金は、歳入で保険給付費等交付金を受けた機器購入分を三戸中央病院特別会計に繰り出したものであります。

2項1目賦課徴収費は、国税の徴収に要した事務費であります。

230ページ、231ページをお願いいたします。10節需用費のうち、印刷製本費28万円は、納税通知書の印刷に要した経費であります。

11節役務費の口座振替手数料等17万1,000円では、コンビニ収納手数料14万9,000円が主なものとなっております、コンビニ収納件数は2,230件となっております。

18節負担金補助及び交付金は、市町村総合事務組合滞納整理機構へ移管した徴収業務に対する負担金74万1,000円、納税貯蓄組合の各単位組合への事務費補助金176万3,000円、納税貯蓄組合連合会に対する補助金30万円となっております。

22節償還金利子及び割引料223万円は、減額更正された過年度国税に対する還付金であります。

3項1目運営協議会費は、委員12人分の報酬が主なものであります。

2款1項療養諸費及び2項高額療養費は、保険給付のほか、柔道整復やコルセット、補装具の購入、高額療養費の支払いに要した経費であります。

1目一般被保険者療養給付費7億5,938万8,000円は4万983件分、232ページ、233ページをお願いいたします。2項2目の一般被保険者高額療養費1億2,006万8,000円は4,190件分の支払いになります。

3項1目出産育児一時金の18節負担金補助及び交付金84万円は出産2件分、4項1目葬祭費の18節負担金補助及び交付金95万円は19件分の支払いに要した経費であります。

234ページ、235ページをお願いします。3款国民健康保険事業費納付金ですが、国民健康保険は平成30年度から県が保険者として加わり、市町村と共同経営しております。県は、市町村から納付金を集め、それに国、県の負担金や交付金を加えて、保険

給付に必要な費用を市町村に支払うこととなっております。負担額は、県がこれまでの実績を基に算定しており、1項医療費給付分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分の合計3億5,482万8,000円を県に支払っております。

5款1項1目保健衛生普及費と2目疾病予防費は、年6回実施している被保険者への医療通知とレセプト点検の委託料であります。

236ページ、237ページをお願いします。2項1目特定健康診査等事業費は、12節の特定健康診査委託料924件分、人間ドック健康診査委託料132件分、特定健診受診率向上事業委託料1,675件分が主なるものでございます。特定健診受診率向上事業は、人工知能を活用した分析結果に基づき、未受診者の特性に応じた受診勧奨を行ったものであります。

3項1目健康づくり費は、保健協力員56人への記念品が主なるものであります。住民の健康増進のため、町内会等地域組織や保健協力員との協働による地域健康教室を76回、特定保健指導に係る健康教室を9回開催するとともに、特定健診の受診率向上など、住民の健康づくり事業に取り組んでおり、今後も継続して実施してまいります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

竹原委員。

○竹原 義人委員

236ページ、237ページ、健康づくり費なのですが、先ほどと同じなのですが、成果のほうでいくと101ページ、健康づくり推進事業97万9,000円ですが、先ほどと同じような解釈で、これはよろしいのでしょうか。

○健康推進課長（太田 明雄君）

決算書237ページ、5款3項1目健康づくり費、こちらの支出済額が97万9,107円となっておりますので、全額が成果報告書の記載の金額ということになってございます。

以上でございます。

○竹原 義人委員

先ほども聞きましたので、理解はしました。ただ、健康づくり、また先ほどのように介護予防等、いきいき百歳体操とかはすごく喜んで皆さん参加しています。それこそ生き生きして。ですから、現場のほうへ、現場に使えるお金が必要でないかな。確かに委員の方々とか、もろもろの記念品とか、様々あります。現場の方々へ、今の健康づくりのほうは、現場のほうといってもまず協力している方々への予算でありますので、十分いいと思いますが、戻って申し訳ありません。介護のほうとかは、現場にできるだけ行ってみると、やっぱりそれに使える予算というものが必要だなと見受けられますので、その辺を、予算をもっと増やすようにしていただければいいのではないかと思います。答弁は要りません。ありがとうございます。

○委員長（番屋 博光君）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

質疑を終結します。

次に、議案第63号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長(沼澤 修二君)

議案第63号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計歳入歳出決算認定について補足説明申し上げます。

248ページをお願いいたします。初めに、令和3年度における事業の概況についてお知らせいたします。令和3年度は、常勤医師、前年度比1名増の8名による総合診療科、内科、整形外科の外来、入院診療及び耳鼻咽喉科、眼科、小児科等の非常勤化による外来診療並びに24時間体制の二次救急、僻地巡回診療、訪問診療を実施いたしました。また、新型コロナウイルス関連ではワクチン接種事業に積極的に協力するとともに、令和3年8月13日から新型コロナ入院患者の即時受入れ病床を8床確保、さらに令和4年3月14日からは重点医療機関として16床に増床するなど、感染拡大の防止並びに新型コロナに係る医療提供体制の充実に貢献してまいりました。

このような中、病院事業収益は前年度比4.3%増の18億2,603万5,000円、病院事業費用は前年度比2.3%減の17億4,141万9,000円で、差引き8,461万6,000円の純利益となりました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により全国的に病院経営に影響を受ける中、当院の経営を取り巻く環境も依然として厳しい状況にありますが、今後も地域医療の維持強化のため、医療従事者の確保に努めるとともに、効率的な病院経営により、地域の皆様に信頼され、選ばれる病院となるよう、院長以下職員一同努力してまいりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、決算報告についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、240ページ、241ページにお戻り願ひます。(1)、収益的収入及び支出でございます。なお、本報告書に記載の決算額は、消費税及び地方消費税を含む額となっております。

それでは、収入からご説明いたします。決算額の欄をご参照願ひます。額につきましては、これ以後、1,000円未満切捨てで申し上げますので、ご了承願ひます。

第1款病院事業収益の決算額は18億3,226万3,000円となっております。内訳でございますが、第1項医業収益は入院及び外来収益などで12億9,492万1,000円、第2項医業外収益は地方公営企業法に基づく一般会計からの繰入金などで5億1,351万2,000円、第3項特別利益は2,383万円となっております。

次に、支出でございますが、第1款病院事業費用の決算額は17億4,764万7,000円となっております。内訳でございますが、第1項医業費用は給与費や材料費などで16億9,183万9,000円、第2項医業外費用は企業債の利子償還金などで5,574万1,000円、第3項特別損失は6万5,000円となっております。

以上が収益的収入及び支出の概要でございます。詳細につきましては、後ほど収益費用明細書のページでご説明申し上げます。

242、243ページをお開き願ひます。(2)、資本的収入及び支出でございます。収入からご説明いたします。こちら決算額の欄をご参照願ひます。第1款資本的収入の決算額は2億4,051万1,000円となっております。内訳でございますが、第1項企業

債はゼロとなっております。こちらは、いわゆる借入れの科目で、当初は医療機器の整備のため7,310万円、新型コロナの影響による収入減収分として9,380万円、合計で当初予算額欄に記載のとおり1億6,690万円を借入れする予定としておりましたが、医療機器の整備につきましては、補助金の活用並びに不要不急の機器の購入の見送り、また減収分の借入れ予定につきましては、減収ではなくなったため借入れが不要となったものでございます。次の第2項負担金1億9,935万2,000円は、他の会計からの繰入金でございます。次の第3項貸付金返還金100万円は、医療要員奨学金貸与者2人分の償還金でございます。次の第4項補助金4,015万9,000円は、へき地医療拠点病院設備整備費補助金でございます。

次に、支出でございます。第1款資本的支出の決算額は3億2,016万8,000円となっております。内訳でございますが、第1項建設改良費9,075万9,000円は、医療機器等の購入費で国、県の各種補助金の活用により、エックス線画像処理システム、エックス線一般撮影装置、透析原液溶解装置などを更新しております。次の第2項企業債償還金2億2,900万8,000円は、これまでに借り入れた企業債18件のうち、元金償還中の15件分の償還金でございます。次の第3項貸付金40万円は、医療要員奨学金の1人分の貸与金でございます。薬学部で就学中の学生に、令和3年8月から貸与を開始しております。

以上、資本的収入及び資本的支出の差引き不足額7,965万7,000円は、損益勘定留保資金で補填しております。

244ページをお願いいたします。損益計算書でございます。損益計算書は、病院の会計期間の経営成績を示す決算書となっております。令和3年度は、下から3行目、当年度純利益の行に記載のとおり、8,461万6,000円の黒字決算となっております。

245ページをお願いいたします。剰余金計算書、欠損金処理計算書でございます。令和3年度末の未処理欠損金は、黒字により減少し、15億8,885万2,000円となっております。

246、247ページをお開き願います。貸借対照表は、病院の資産、負債、資本を表す表でございます。

248ページをお願いいたします。事業報告書でございます。1、概況の(1)、総括事項につきましては、冒頭でご説明申し上げましたので、割愛いたします。

(2)、議会議決事項は、記載のとおりでございます。233ページの(3)、行政官庁許認可事項は、診療報酬に係る届出の記録でございます。(4)、職員に関する事項は、職員の異動状況について記載しております。

250ページをお願いいたします。(1)、業務量でございますが、令和3年度の診療日数は、入院は365日、外来は前年度よりも1日減の242日でございます。アの患者数及び料金収入の表の、まず入院でございますが、一般療養の合計で2万4,212人で、前年度比842人の増、料金収入では4,251万9,000円の増となっております。次に、外来でございますが、患者数は4万6,152人で、前年度比871人の減となっておりますが、料金収入では検査件数等の増加により、1,464万6,000円の増となっております。

251ページをお願いいたします。イの科別患者数でございますが、入院では内科は前年度比746人増の2万1,397人、整形外科は前年度比94人増の2,813人となっております。また、構成比は内科が88.4%、整形外科が11.6%で、いずれも前年度と同率となっております。外来では、患者数が最も多いのは内科の2万4,667人、次に整形外科の8,656人、その次に透析を行っております泌尿器科の4,327人となっております。

ウの病床利用状況でございますが、令和4年3月14日から新型コロナ入院患者の即時受入れ病床を8床から16床に増床するため、一般、療養それぞれの許可病床及び稼

働病床の数を変更しております。したがって、病床数の行に括弧書きで記載の年間延べ病床数は、一番下に記載の米印の表が基礎となっております。ウの表の最終行、病床稼働率、稼働病床の稼働率は、一般73.7%、療養77.2%、合計75.2%で、前年度の72.8%と比べ2.4ポイント上昇しております。

252ページをお願いいたします。(2)、事業収入に関する事項でございますが、本年度収益の合計は前年度比4.3%増の18億2,603万5,000円で、入院、外来収益の増と新型コロナウイルス病床確保補助金が主なる要因でございます。

(3)、事業費用に関する事項でございますが、本年度費用の合計は、前年度比2.3%減の17億4,141万8,000円となっております。

(4)、診療以外の医療業務概況は、記載のとおりでございます。

253ページをお願いいたします。3、会計の(1)、重要契約の要旨でございますが、1件300万円以上の委託契約及び備品購入契約について記載しております。

次の(2)、企業債及び一時借入金の概況でございます。初めに、アの企業債でございますが、令和2年度末の残高は21億1,099万2,000円、令和3年度は借入れを行わずに2億2,900万8,000円の償還を行いましたので、年度末の残高は18億8,198万3,000円となっております。

次に、イの一時借入金でございますが、令和3年度末の残高は、前年度末残高よりも1億3,000万円減の6億5,000万円となっております。

(3)、その他主要な事項は、一般会計繰入金及び国民健康保険特別会計繰入金の使途について、課税仕入れに充当した特定収入と、非課税、不課税仕入れに充当した特定収入外に分けて記載しております。

254ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書は、病院経営における資金の流れを表したものでございます。最終行から3行目に記載しております資金増加額3,934万8,000円は、業務活動、投資活動、財務活動により令和3年度に増加した資金額でございます。結果、期末残高は1億8,262万4,000円となっております。

255ページをお願いいたします。収益費用明細書でございます。このページから257ページまでは、252ページの(2)、事業収入に関する事項、(3)、事業費用に関する事項の明細となっております。なお、消費税及び地方消費税抜きの額を記載しております。

初めに、収益の部をご説明申し上げます。病院事業収益は、前年度比4.3%増の合計18億2,603万5,000円となっております。主なるものは、2行目、医業収益12億8,960万円で、事業収益全体の70.6%を占めております。前年度比では5.8%の増となっております。医業収益のうち、3行目、入院収益は7億749万3,000円、5行目、外来収益は4億1,393万9,000円、合計で11億2,143万3,000円となっております。入院患者数の増加などにより、前年度に比べ5.4%、5,774万9,000円の増となっております。入院、外来収益に次いで大きな割合を占めるのが一般会計からの繰入金で、医業収益のその他医業収益欄の一番下にごございます他会計負担金1億1,290万9,000円、医業外収益の他会計補助金3億2,008万5,000円、特別利益の他会計繰入金2,383万円など、合計4億5,799万3,000円で、全体の25.1%を占めております。前年度よりも2,651万9,000円の減となっております。

256、257ページをお願いいたします。費用の部でございます。病院事業費用は、前年度比2.3%減の合計17億4,141万8,000円となっております。主なるものは、表の2行目、医業費用16億4,930万9,000円で、事業費用全体の94.7%を占めております。医業費用の前年度比では、0.4%の増となっております。表の3行目、給与費は前年度比1.7%増の11億576万6,000円で、事業費用全体の63.5%を占めております。給与費

の次の材料費は、薬品費、診療材料費が主なるもので、医療消耗備品費の減少により、前年度比4.4%減の1億1,966万6,000円となっております。材料費の次の経費は、原油高騰で前年度よりも光熱水費が420万円増、燃料費が990万円増となりましたが、修繕料、保険料などを抑えた結果、前年度比0.7%増の3億216万2,000円にとどまっております。以上の結果、令和3年度は収益、費用差引き8,461万6,000円の純利益となりました。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（番屋 博光君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

質疑を終結します。

ここで、議員間討議の時間を含め休憩します。

（午後 零時24分）

休 憩

（午後 2時30分）

○委員長（番屋 博光君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第56号から議案第63号までを一括して議題とします。

質疑は終了しておりますので、これより討論及び採決を行います。

まず、議案第56号 令和3年度三戸町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

討論を終結します。

これより議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

異議なしと認めます。議案第56号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第57号 令和3年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（番屋 博光君）

討論を終結します。

これより議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

異議なしと認めます。議案第57号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第58号 令和3年度三戸町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

討論を終結します。

これより議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

異議なしと認めます。議案第58号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第59号 令和3年度三戸町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

討論を終結します。

これより議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

異議なしと認めます。議案第59号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第60号 令和3年度三戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

討論を終結します。

これより議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

異議なしと認めます。議案第60号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。
次に、議案第61号 令和3年度三戸町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

討論を終結します。
これより議案第61号を採決します。
本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

異議なしと認めます。議案第61号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。
次に、議案第62号 令和3年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

討論を終結します。
これより議案第62号を採決します。
本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

異議なしと認めます。議案第62号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。
次に、議案第63号 令和3年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別
会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(番屋 博光君)

討論を終結します。
これより議案第63号を採決します。
本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（番屋 博光君）

異議なしと認めます。議案第63号は原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で本特別委員会に付託されました令和3年度決算認定8件の審査が終了しました。委員各位のご協力ありがとうございました。

以上をもって決算特別委員会を閉会します。

（午後 2時35分）

署 名

委員会条例第27号の規定によりここに署名する。

決算特別委員会 委員長
